

安保共闘

特集号 1969.8

☆戦闘的「全学連」運動から全国全共闘の結成へ

—安保共闘アッピール—

☆全共闘運動の革命的前進のために

☆学園非常事態法粉碎から安保学園闘争へ

☆労働戦線のただなかから

1 われわれは闘いつづける

神田合同労組 朝日無線分会闘争報告

2 全総統一労組結成宣言

安保粉碎闘会議編

全国学園バリケードゼネストにむけて
全国の学園・高校に全共闘を組織せよ!!

学園非常事態法粉碎から安保粉碎学園闘争へ

- 1 「大学運営臨時措置法」の特徴は何か
- 2 「大学臨時措置法」の過程
- 3 学園非常事態法としての「大学臨時措置法」
- 4 安保階級闘争に対する非常事態法としての「大学臨時措置法」
- 5 学園非常事態法粉碎から安保粉碎学園闘争へ

「大学運営臨時措置法」の

特徴は何が問題か

現在、「大学運営措置法案」が延長国会に提出されようとしている。

「何が問題か」— 実はこの大学立法の性格が必ずしも明確にされていないところに最大の問題があるのではないだろうか。

周知のように、この大学立法をめぐつて、巨大な舞台装置が動かされはじめている。

五月九日、佐藤首相の呼びかけて大学問題に関する「党首会談」が開かれた。

賢明な「識者」、**「学長」**は正式文書を作成したり、署名を行ない政府に強く抗議の意志を表明している。

だが、こうした「茶番劇」がいかに無力、無害なものであるかは、政府文部官僚がだれよりも知っている。

というのは、大学立法の真のねらいが、これら「革新」勢力の諸君が異口同音に言つてゐるような「大学の自治と学問の自由への侵害」にあるのではないからだ。

すでに平時における政府支配階級の大学攻撃は「大管法、国大協等で行なわれてきた。しかも、これらの攻撃が東大日大を先頭にする全国学園叛乱によつて破綻している。

そして、自称「革新勢力」の諸君、あるいは、自ら「賢明」だと思つている老学者諸君が、今日、尙健在だと強く確信している大学の自治（教授会自治）とは、東大加藤執行部をみて明らかなように、機動隊の力に保障された官僚執行権力独裁の一環に他ならない。

明らかに大学はブルジョワ支配秩序のもつともゆき届きにくい場であり、ガンであつた。そこにおける学生叛乱が今日、街頭制圧闘争との相互作用によつて、労働者、高校生叛乱を呼びおこしつつある。つまり、日本階級闘争は、学生の学園叛乱を軸にその政治的焦点—安保粉砕闘争に急展開しているということだ。

このことは、一昨年、羽田から佐世保、王子、成田、等々に始まつた街頭制圧闘争と、その中大、日大、東大にみられるように学園叛乱への波及、また、その相互作用によつて作年数万大衆による一〇・二一新宿占拠闘争へと受けつがれたことをみれば一目瞭然である。そればかりではない。今年の四・二八闘争は、日本階級闘争に対して都市叛乱の可能性をさし示したということだ。自発的大衆闘争組織が、都内数ヶ所において同時に闘争を組織しうることに、これによつて機動隊権力の限界が暴露され、彼らは結局重要地域の防衛にたたされたということだ。

こうして、日本階級闘争は、学園叛乱を軸に、安保粉砕の都市叛乱闘争を目的意識的に準備することをわれわれに

要請している。

だが、学園叛乱が一般的に労働者、高校生の叛乱戦線を形成しているということではない。この根本は、戦後帝国主義世界体制の崩壊が開始されたことにある。

つまり、戦後世界体制を支えてきた国際通貨体制が、六〇年初頭の動揺から、ベトナム戦争、フランス五月革命、あるいは、イギリス労働者の頻発する山ねコスト等によつて崩壊し始めたということだ。この経済危機から自国資本主義を防衛するために、国内労働者人民への収奪攻撃を死活問題としてしている。そのために各国支配階級は議会を棚上げにした官僚執行権力独裁の強権体制を準備しているのだ。フランス五月の一千方労働者階級の職場占拠ゼネストとは、こうしたドゴールの国内攻撃に対する叛逆であつた。事態は日本においても同様である。議会は明らかに官僚執行権力の事後承認機関として自民党が強行採決の乱発で利用しているに過ぎない。

その中心は、財政の大衆収奪強化と七〇年治安対策だ。大学運営臨時措置法案とはブルジョワ支配階級の安保攻撃の戦略的課題に他ならない。

つまり、佐藤政府はフランス五月革命以前のドゴール政策を日本において遂行することを要請されている。だが、それは、労働者大衆の叛乱を不断につきつけられていくことを意味する。

生叛乱が位置しているからだ。

そのために、ブルジョワ支配階級にとつては学生叛乱をどう喝し威圧し粉砕することをおして、叛乱に起ちあがりつつある労働者人民大衆全体をどう喝することに政治生命をかけるを得ないのだ。

この大学運営臨時措置法案とは、一言でいえば、「安保階級闘争に対する非常事態法」としての大衆立法なのだ。

こうして、六九年学園闘争は新たな段階に入った。六八年学園闘争は不当処分、不正計理、学費、学館等々の個別問題から端を発した学生大衆の叛逆であつた。

これに対して六九年学園闘争は、ブルジョワ支配階級の安保攻撃に対する反撃として、学園非常事態立法粉砕を媒介に安保粉砕学園闘争として闘い抜くことだ。そのために自ら決定し、自ら行動し闘う全共闘を全国の学園・高校に組織することだ。

われわれは、六九年学園闘争を安保粉砕学園闘争へと目的意識的に発展させるために、以下、大学立法の特徴、その成立過程またその背景にあるブルジョワ支配階級の動向について共に考えてみることにしたい。

「大学運営臨時措置法」の

特徴は何か

今回提出されている「大学運営に関する臨時措置法」(案)のおおよその内容は次の通りである。

第一条(目的)この法律は大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じている大学によるその自主的な收拾のための努力をたすけることを主眼としてその運営に関し緊急に講ずべき措置を定め、もつて大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

第二条(定義)この法律において「大学紛争」とは大学(学校教育法非昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ)による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいう。

第三条(学長等の責務)(1)大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じた時は、全員が協力してすみやかにその收拾を図るよう努めなければならない。

(2)大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の收拾にあたつては、指導性を發揮して全学的に職員の意思の統合を図りその收拾に関する方針および措置を決定し、これを推進するように努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に

属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理されおよび保全されるように適切な措置を講じなければならぬ。

(3) 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつてきくように努め、これら希望、意見等で当該大学紛争の妥当な收拾、および当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講ずべき措置に反映させるように配慮しなければならない。

第四条(大学紛争の報告)(1) 国立大学の学長は、当該大学において、大学紛争が生じた時は、直ちに文部大臣にその旨および大学紛争の状況を報告しなければならない。

(2) 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大学紛争の收拾および当該大学の運営の改善のため講じた措置および講じようとする措置について、必要に応じ、報告を求めることができる。

第五条(文部大臣の勧告)(1) 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学、(以下紛争大学という)の学長に対し、当該大学紛争の收拾および当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

(2) 前項の勧告は、当該大学における大学紛争の自主的か

(1) 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の收拾および運営の改善に関する諸問題について意見を聴取し、または協議するための会議を設けることができる。

(3) 第一項第一号イまたはハに掲げる機関の設置およびその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関(同項第一号ロに掲げる機関にあつては、同項第二号の措置がとられるものに限る)またはその構成員の任命は学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

第一項第一号に掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外のもので学識経験を有するを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者、またはふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表するものを参加させることができるものとする。

第七条(教育等の休止および停止)(1) 紛争大学の学長は、大学紛争を收拾するため必要があると認める時は、大学紛争が生じている学部、教養部、大学院研究科その他の部局または組織(以下「学部等」という)における教育および研究に関する機能の全部または一部を、六ヶ月以内の期間休止することができる。この場合において、やむを得ない事情がある時は、その期間を三月以内において延長するこ

と妥当な收拾および当該大学の運営の改善のための努力をたすけるようなものでなければならぬ。

(3) 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長および当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、勧告に係る措置の実施に努めなければならない。

第六条(運営機関等の特例)(1) 紛争大学において、その大学紛争の收拾および大学運営の改善に関する措置をじん速かつ適切に決定し、および執行するため必要があると認められる時は、学長は、評議会(これを置かない大学にあつては教授会。次項において同じ)にはかり、次の措置をとることができる。

一、次に掲げる機関を設けること。

イ、副学長その他の学長を補佐する機関

ロ、大学紛争の收拾および大学運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ、大学の運営に関する事項を管理し、および執行する機関

ニ、学校教育法および教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に規定する機関で当該大学に置かれるものの職務および権限の一部を、学長自ら、もしくはこれらの機関のうち審議する機関の議を経ることなく行なうこととし、またはこれらの法律に規定する機関のうち他の機関もしくは前号の機関に行なわせるものとする。

とができる。

(2) 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合、または学部等の大学紛争が收拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じた後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の收拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育および研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

(3) 前項の措置がとられている紛争大学の当該学部等における大学紛争が收拾されたと認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

第八条(教育等の停止に伴う効果) 紛争大学の学部等について、前条第二項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

一、当該学部等の職員(次に掲げるものを除く)については、任命権者は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第七十九条の規定にかかわらず、これを休職にするものとする。この場合において、教育公務員特例法第十条の規定は、適用しない。

イ、当該大学の大学紛争の処理に関し特に必要な業務、日常管理業務または特別の事情により直ちに停止することが困難な業務で文部省令で定めるものに従事する者

ロ、非常勤職員

ハ、他の法律の規定による休職者および停職者

二、前号の規定により休職にされた者には、俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当、および期末手当のそれぞれの百分の七〇以内を支給することができる。

四、第一号の規定により休職にされている者は、その伴任官職に係る職務に従事することができる。この場合において、その者には、当該官職に係る勤務について、その実態に応じ、人事院規則で定める給与を支給することができる。

五、第一号の規定による休職は、この条に別段の定めのある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第七九条の規定による休職とみなす。

六、前各号に規定するもののほか、第一号の休職に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

七、当該学部の教員の補充は行なわれない。

八、当該学部等の学生は、休学とし、その期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

九、前号の休学期間に係る授業料は、免除する。

十、日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本

育英会法（昭和一五年法律第三〇号）第一六条第一項第一号の学資の貸与を行なわれないものとする。

第十条（学部等の間の紛争の解決のためのあつせん）

(1) 紛争大学の学部等の間で意見の対立に係る問題があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の収拾にとつて重大な支障となつていると認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決を図るためのあつせんに申請することができる。

(2) 文部大臣は、前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会によるあつせんに付するものとする。

(3) 前項のあつせんは、臨時大学問題審議会の会長がその委員または特別委員のうちから指命するあつせん員によつて行なう。

第一三条（臨時大学問題審議会）(1) 文部省に、臨時大学問題審議会を置く。

(2) 臨時大学問題審議会（以下この条において「審議会」という）は、この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議し、および第十条（前条）第一項において準用する場合を含むに規定するあつせんを行なう。

(3) 審議会は、大学紛争の収拾及び大学運営の改善に関する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

(4) 審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が内閣

の承認を経て任命する一五人以内の委員で組織する。

一、大学の学長または教員および私立大学を設置する学校法人の役員

二、その他大学問題に関し広い識見を有する者

(5) 審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(6) 会長は審議会の会務総理する。

(7) 特別の事項を調査審査するため、及び第二項に規定するあつせんを行なうため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

この特徴は大きく分けて二つある。

その第一は、学長非常大権の確立である。つまり、紛争大学において「管理執行機関を設け「学校教育法および教育公務員特例法に規定する機関で当該大学におかれるものの職務及び権限の一部を学長自ら、もしくはこれらの機関のうち審議する機関の議を経ることなく行なうこととし」(六条、二)とあるように、学園における執行部独裁体制（「学長非常大権」）のである。

第二の特徴は、大学の休、廃校措置である。

学長は、「大学紛争が生じている学部、教養部、大学院、研究所その他の部局または組織における教育及び研究に関する機能の全部または一部を六月以内の期間休止すること

ができる。」

紛争収拾が困難なとき、文部大臣は「当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。」

「当該大学の学長に所要の措置をとるよう指示する。」(以上第七条)ということである。

この二つの特徴は、いったい何を意味しているのだろうか。

それは、しかし何も政府文部省が立法措置を講じてから具体化するという目新しいものでは決してない。これは、すでに東大加藤執行部によつて実験済みのことなのだ。つまり、学生大衆の叛乱によつて、教授の権威によつて支えられていた自治会教授会自治が根底から崩壊し、それに代わる「紛争処理」の執行部を形成した。加藤総長代行のもとへの学園における執行権力の集中である。

だが、国家権力の場合とちがい、学園執行部は、警察も軍隊ももっていない。そのために現実には、こうした学園の執行部独裁体制は、国家権力の全面的依存によつてしか学園秩序を保持できない。つまり、機動隊秩序を意味するのだ。

そして、こうしたことはさらに、政府審議機関によつて紛争大学（学部、学科）の休校、廃校を「検討」することによつて、「機動隊秩序」の確認か「大学の休、廃校」かという二者択一のどう喝攻撃を闘争に起ちあがっている学

生大衆にかけてくることを意味する。

だが、この第二段階はもはや、学生大衆に対するどう喝攻撃にとどまるものではない。今日の学園闘争を手づまりに陥し、いれていくものに広範な学生大衆の叛乱と同時に、ようやくにして教授の「造反グループ」が登場し、教授会が分解したということにある。その最先端にあるのが東京教育大であろう。文学部の教授会が授業再開派と再開反対派に分裂して、右派が授業再開を強行しようとしている。あるいは、東京外大の安東教授のように全共闘を指示して教授会から処分されたり、日大統計学科の廃止があつた。こうした造反教授・非協力教授に対する「免職」どう喝攻撃であり、さらに紛争が長期化することによる休・廃校問題、それによる教職員の休職のどう喝攻撃である。

こうして、政府ブルジョアジーは学園執行権力独裁体制と政府審議機関を通して叛乱する学生大衆をどう喝し、それをもつて大学の直接権力支配にのりだそうとしているのだ。

「大学臨時措置法」の過程

では、この大学立法が、これまでの大学法案とどのような点で異なるのだろうか。

学園非常事態法としての

「大学臨時措置法」

ところで、先に我々は、この大学立法が平時における大学自治抑制法ではなく、学生大衆の叛乱と、造反教授に対して打ちだされたものであると結論づけた。

では、この学生大衆の叛乱とは何かについて簡単にふれておかなければならない。

そのために、政府支配階級はどのような教育政策を課せられていたか、逆に学生はいかなる状況のもとにおかれていたかについて確認しておかなければならない。

大きくいつて今日の教育政策は、五〇年代におけるアメリカ占領軍の押しつけ的教育民主化に対する反動的巻返し政策の延長上にあるのではない。その根本は、六〇年代初頭から始まった政府支配階級の国内人民大衆への経済的政治的抑圧の強化にあることである。そのことによつて戦後民主主義体制が動揺し（多党化）政府支配階級は、あいつぐ強行採決にみられるように、あるいは大衆運動の弾圧に絶えず機動隊を出動させているように、官僚執行権力独裁へ急速に傾斜していることである。

それにともなつて、ブルジョワ支配階級の国民結集政策が国家主義的、国権主義的結集政策へと移行している。そし

これまでの政府支配階級の一貫した姿勢は大学自治に対し、管理権をめぐる介入策であつた。それは教授会に対する統制と、教授会を統制して学生を統制するやりかたであつた。

六二年、国立大学運営法案ト大管法トでは中教審原案において、文相が不適当と認めた学長、教官の人事を大学に差しもどし再選考させることができるようになっていた。これは国大協の反対で削つたが「文相は国民に対する責任」という表現を使って大学人事への策動をめくらしていった。そして、大学の管理機関に副学長制を置き、主に教官人事教官の徴収・免職、学部等の設置廃止等を取りあつかうこととして、教授会の統制にのりだしたのである。

周知のように、この大管法は、安保以来の全国的な反対闘争と、国大協の自主規制の「努力」を見守るということで池田首相が引つこめた。

そして、今日、国大協自主規制路線が、学園叛乱によつて破産したということである。大学自治の担手である教授会のマヒから分裂へと進展している。

学園叛乱による国大協自主規制路線の破綻から機動隊路線、これが現局面である。

東大加藤執行部独裁体制の確立と、それを保障する機動隊路線ト今回の大学立法は、この東大の全国化を果たすものに他ならない。

て、この教育政策として初頭中頭教育では国防教育の強制神話の持ちこみ、教師や教科書に対する国家統制の強化等々としてあらわれており、また高等教育では、ことに六二年大管法の挫折以降、予算割当を手段とする文部権力の大学統制の強化、学生既得権への介入、大学秩序の権威主義的強化、私学における理事会権力の強化等々としてあらわれている。

しかも、こうした中で学生は、その父兄と共に資本とその国家財政の広汎な収奪対象となつていく。

運賃値上げ、米価値上げ、健保値上げ等々の相つぐ公共料金の値上げや住居、生活費の一般的高騰をおして、今日、学生百五〇万は資本と国家財政の収奪の広汎な対象となつていく。

しかも、資本の要請にこたえる労働力商品の大量生産は今日の日本では国家予算の節約のため私学にしわ寄せされ国立大の数倍の学費を支払い、劣悪な施設でマイクによる大教室授業をうけている。

そして、多くの学生はアルバイトで学費を補っているがそのアルバイト労働で、独占利潤の最下層を支える低賃金労働者の一部を構成している。

さらに、日大に典型的に示されているように、学生自身の負担による労働力商品化の過程（＝大学教育）それ自体が、私学資本の利潤源泉となつていく。

こうした状況の中にあつて一五〇万学生の在籍する大学は、もはや、ブルジョワ支配階級のエリート養成所ではなく中堅労働者、技術労働者を大量に安く作りだすための工場に過ぎない。

だから、こうした工場において、未来の中堅労働者、技術労働者に与えられるものは、物知り事典にも散らばつていゝような「教養」の断片と職業教育ぐらいなものである。こうした、国家主義的イデオロギー攻撃や、労働力商品化の攻撃、さらに経済収奪の攻撃に対して、防衛と抵抗の闘争に立ちあがりつつある学生に対して、国家権力による学園秩序の強権的維持の策動と学生既得権の剝奪の攻撃がしつようにくり返されている。

戦後階級闘争の敗北の過程で教職員労働者はスト権を剝奪され、また五〇年代の反動攻勢の中で、教育委員会の公選制は廃止され、教員に対する国家権力の統制と職制権力が飛躍的に強化された。

こうした状況のもとでは当然のことながら資本と国家権力の教育学園攻撃に対する唯一の砦は学生自治会運動のほかない。教職員のスト権のない学園では、教授会自治なるものはブルジョワ学園秩序の補足物ではないからである。だから、この教育学園攻撃の主要な先鋒は学生自治運動に向けられている。

文部省による予算の割当を利用した学生リョウ、会館等

ている学生大衆に対する「学園非常事態法」以外のなにもでもないということである。

今日、ブルジョワ学園秩序が解体し、権力が学園非常事態法の攻撃をかけてくる根本は、学園秩序こそが現代日本のブルジョワ秩序の最も弱い環を形づくっているからである。数千数万の学生の密集する今日の大学では工場や職場と異なり、これらの大衆を支配する固有の職制権力機構をもつていない。学園秩序の直接の責任者たる教授会は執行権力を持たない議会に過ぎない。だから、彼らはその権威をひとたび学生によつて疑われるならば、もはや機動隊に依拠するほかには学園秩序を維持する方法をもたない。

こうした巨大な学生叛乱に対して、機動隊秩序か、大学の休廃校かの非常事態法に権力は訴えているということである。

安保階級闘争に対する非常事態法

としての「大学臨時措置法」

だが、この学園非常事態法が単に学園叛乱に対してかけられた攻撃にとどまるものでないことを最後に強調しておかなければならない。そのためには、今日の学園叛乱闘争が日本階級闘争において、いかなる位置を占めているのかを確認しておかなければならない。

の運営規則の改悪、あいつぐ学生処分、逮捕学生に対する奨学金停止、学生に対する秘密公安活動、就職事務の差別機動隊のあいつぐ導入、右翼学生暴力の利用等々がそれらに他ならない。

六八年から六九年前半の学園闘争は、学費値上げ、不当処分、学館管理運営、不正計理等々、個別学園闘争とはいへ全国的な基地闘争に結合しつつ、ブルジョワ学園秩序、それを支える国家権力に対する学生の公然たる叛乱の開始を意味していた。

日本のブルジョワ学園秩序は、これらの学生叛乱によつて半ば解体している。

いかにえれば、日本のブルジョワ支配階級は、学生に対する全般的な騒乱罪の適用、学園の長期ロックアウト、武装権力の常駐体制なしには、ブルジョワ学園秩序を維持できないところまで追いこまれていくことである。

そして権力は東大闘争への大弾圧を突破口に、全国の学園占拠闘争への弾圧、先制攻撃にのりだしたことは周知のとおりである。

そして、このことによつて明らかになつたことは、権力側の攻撃に対して、学園叛乱が全国化したばかりでなく、高校生にまで、その戦線を拡大する結果をもたらしたということである。

「大学運営臨時措置法」が、こうした叛乱に立ち上がった

結論から述べれば、それは六七年からの基地闘争の高揚と、それが学園占拠闘争、職場実力闘争へ波及したこと、とりわけ学園占拠を軸にそのエネルギーは街頭制圧闘争へ波及し巨大な叛乱闘争への先駆的役割を果しているということである。

前章において、戦後民主主義体制が動揺し、官僚執行権力独裁への傾斜と国内人民大衆への政治的経済的攻撃を強化していることをのべてきた。

この現象は何も日本の特殊事情によるものではなく、六三年夏のアメリカのドル防衛の強化、それによる資本主義世界経済の動揺と、またそこから生じた日本の国際収支危機に根ざした問題に他ならない。

しかも、これにつけ加えて、六七年に入るとアメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争が急速に拡大され、沖縄、本土は後方作戦基地、兵たん基地となつた。

そして、これに対して日本のブルジョワ支配階級は、衆議院選挙の切りととも、ベトナム侵略加担、安保攻撃へと真正面からのりだした。夏の佐藤沖繩訪問、十一月の訪米と佐藤、ジョンソン会談、エンタープライズの佐世保寄港、王子野戦病院開設、三里塚その他の全国的な基地拡充攻撃がそれに他ならない。

佐藤政府のゴリ押しでのベトナム侵略加担、安保攻撃と執行権力独裁体制の強化の前に社共は国民連合政権路線や、

安保放棄民主連合政府論がまったくの空文句となり屈服路線へ転落していった。

だが、そうした社共の屈服をよそに、五月の砂川基地拡充阻止闘争を突破口にして全学連、反戦等に結集した青年労働者、学生のもとには、ベ平連系諸団体、職場諸団体、地域諸団体の無数の自発的な大衆団体がつぎ、さらにこれには、これら諸団体に加入してない労働者も「市民」や「群衆」として広汎に参加した。

そして六八年に入ると共に、こうした大衆的基地実力闘争は学園占拠ストライキ闘争や職場実力闘争へと波及しはじめた。

学費値上げ攻撃をはじめ粉砕した中大学費闘争は、それ以前の学園闘争と本質的に異なっている。

その特徴は、羽田、佐世保闘争の学園化、機動隊導入に対する学生の徹底抗戦の構えにあるのであって、そのことが、学費値上げ攻撃の中止を余儀なくさせたのであった。

こうした可能性を日大闘争で現実化した。しかも日大闘争は単にたび重なる機動隊の導入を実力ではねかえしたというばかりでなく、学園占拠闘争をさらに街頭制圧闘争へと発展させ、ブルジョワ法秩序とその暴力的執行権力を学園と街頭とから排除した。こうして、中大闘争を突破口とし、日大、東大、教育大闘争等々として全国的に拡大しつつある今日の学園闘争はブルジョワ学園秩序、それを支え

る国家権力に対する学生大衆の公然たる叛乱の開始を意味する。

そして、こうした学園叛乱が一〇、一二新宿占拠闘争へ発展したということである。

各学園で闘っている大衆闘争組織は全共闘が大率して新宿へ結集し、こうして学園占拠闘争と地区占拠、街頭制圧闘争の相互連関による叛乱闘争の発展の基礎が形成された。そして、今日、学園叛乱を軸に、高校生、労働者に、その叛乱戦線が拡大しているということである。

つまり、今日の学園叛乱闘争は、安保をめぐる日本階級闘争の先頭に起っているものであって、その学園叛乱に対する、非常事態法は同時に安保階級闘争に対する非常事態法なのである。ここに政府支配階級が大学立法制定に自らの政治生命をかけている理由がある。

学園非常事態法粉砕から

安保粉砕学園闘争へ

全国の学友諸君！

今国会に提出されている大学運営臨時措置法案は、以上みてきたように、安保階級闘争の先頭に起っている学生叛乱への非常事態法に他ならない。

機動隊によるブルジョワ学園秩序の強権的維持か、それ

とも、大学の休校、廃校か。

政府支配階級は、叛乱に起ち上がっている学生および道反教授に二者択一を迫っている。

六八年学園闘争は、各学園の諸問題から闘争が爆発した。この学生の叛逆によって、ブルジョワ学園秩序は半ば解体した。

そして、このエネルギーが街頭制圧闘争へ波及し、労働者、高校生へと叛乱戦線を拡大していった。

政府支配階級は、安保闘争に起ちあがっているこの叛乱戦線への非常事態法として、大学立法の策動を行なっているのだ。

つまり、政府支配階級の安保攻撃の環としての「大学運営臨時措置法」なのだ。

全国の学友諸君！

したがって、この学園非常事態法としての「大学運営臨時措置法」を粉砕するということは、労働者、人民大衆の安保粉砕闘争の先進的任務を果たしていることになるのだ。また、この闘争ぬきにして、安保闘争の前進はありえないのだ。

六九年学園闘争を大学非常事態法粉砕の闘いで爆発させ安保学園闘争として前進させよ！

学園叛乱をさらに拡大させ、大学非常事態法粉砕のバリケード占拠闘争を貫徹せよ！

そのために全国の学園、高校に全共闘を組織せよ！

安保共闘アツピール

戦闘的「全学連」運動から

全国全共闘の結合へ！

全共闘共闘結成にむけて

全共闘の下に結集し闘っている全国の学友諸君！

全共闘結成をめざし闘いを開始している全ての同志諸君！

ここ一二年間の苦難に満ちた学生戦線の闘いも、今や重要な飛躍期を迎えようとしている。われわれが起こした学園反乱の波は全国を覆い、さらに組織労働者、未組織労働者の中にも叛乱の行動への決起をうながしつつある。また、われわれが自ら作りだした「全共闘」組織は、新たな大衆闘争組織として広範な運動の中に定着しつつある。

そして、政府支配階級と既成左翼指導部との「なれあい」と「とりひき」は、次第に暴露され、崩壊しようとしている。一つには、危機意識にかられたブルジョワジーの政治的経済的攻撃の強化によつて。また他の一つには、徐々に大衆的に拡大しようとしている労働戦線、学生戦線の叛乱闘争の前進によつて。

全国の闘う学友諸君！

今年の一月の国家権力による夏大総攻撃以降、全国の大学

に対する、機動隊秩序が貫徹されていった。そして、われわれは、三月末から四月にかけて卒業式・入学式闘争を皮切りに個別的な反撃をつみ重ね、四・二八沖繩・安保闘争に結集させていったのだ。

こうして四・二八闘争は、一月以来の官憲の弾圧体制に対する反撃の一つの集約点としてはあつたが、しかし、この四・二八闘争は、決してこれまでの街頭闘争のもつ限界を打破るものではなかつた。また、四・二八↓五・二三↓五・三〇↓三・一愛知訪米阻止闘争↓六・八↓九アスパック粉砕へと至る諸闘争も、いずれもカンパニア的街頭闘争の域を脱しえないものであつた。

だが一方におけるこうした諸セクト指導部による街頭「実力」カンパニアが低迷している間、新たな闘いへの萌芽が形成されてきた。それは、新宿に結集した労働者・学生高校生による新宿解放闘争である。

昨年の一〇・八↓一〇・二一闘争以来、新宿の地は都市の拠点として、断続的に闘いが組まれてきた。最初はフォークソングと集会だけに終始していたこの闘いも、権力の介入との闘争及び学園・職場における闘う学生・労働者の参加によつて次第に実力闘争への台動を開始したのである。

そして、それは六月二八日、新宿西口の新宿郵便局への自動区分機導入（合理化）に対する闘争として爆発した。まさに、この六・二八闘争は、都市の拠点制圧闘争と職場

の反合同闘争とが結合し、都市叛乱―職場占拠への可能性を示した闘いであつた。

こうして、新宿は労働者・学生・高校生の共闘の場として行きつづまつた街頭「実力」カンパニア運動に代わる新たな実力闘争への拠点を形づくりはじめたのである。

全国の闘う学友諸君！

政府支配階級は、今国会での重要法案をはじめとして、七〇年安保を頂点とする攻撃体制を固めようとしている。彼らは国際通貨体制の動揺と超高金利戦争のアラシの中で経済的危機感を強め、全面的な財政収奪、合理化攻撃を推進しようとしている。

しかも、彼らは、そうした攻撃を安保の反革命的強化―アメリカ軍事戦略との結合を強めながら、執行権力の独裁的強化としてしかけてきている。機動隊による機動搬入―合理化強行、大学立法による機動隊秩序の制度化、というような攻撃が七〇年を前にして労働者階級、学生、全人民に対して加えられてきているのだ。

全国の闘う学友諸君！

今こそ、われわれは闘いの原則的展望を打ち固め、それぞれの組織の強化と結合をはかつていかなければならない。東大、日大闘争を始めとする学園占拠闘争を基礎に、都市の拠点―新宿制圧闘争を闘いぬぎ、そこから大衆的都市叛乱闘争、さらに工場・職場占拠闘争「総叛乱」へと発展

させることである。学園占拠―都市叛乱―工場職場占拠―ネストをもつて佐藤訪米阻止、安保粉砕、日帝打倒の闘いを構築することである。

そして、われわれの大衆闘争組織「全共闘」をそうした闘いを担うものとして強化し発展させなければならない。学生運動の発展はボツダム自治会―平和と民主主義、よりよき学園生活を―から、五〇年代後半―六〇年代前半にかけての戦闘的階級の自治会運動の展開をとうして、日大―東大闘争によつて本格的にもたらされた「全共闘」運動へと発展してきた。

現在、労働者階級の内部からも、山本型を通過して、職場「共闘」組織の運動が萌芽的に作り出されようとしている。それは、従来の組合運動の枠を越え、また、その内部の単なる反対派としての運動や街頭カンパニアへの参加という段階をも越えた運動へと発展しつつある。われわれは、こうした労働者階級の台動と運帯しながら、大衆的行動委員会を軸とした大衆闘争組織「全共闘」の全国的結合を、かちとろうではないか。

「全共闘」組織は、闘う大衆の決議執行機関であり、それは、叛乱闘争の反復的継続によつて発展する以外に存在しえない。

政府支配階級は、今国会の大学立法をはじめ、佐藤訪米に向けて、安保を軸にした一連の攻撃をしかけてきている。

この攻撃に対する職場、学園、地域の占拠、バリケード闘争を基点に才えた総叛乱をめざして、闘いぬころではないか!!

この攻撃に対する職場、学園、地域の占拠、バリケード闘争を基点に才えた総叛乱をめざして、闘いぬころではないか!!

この攻撃に対する職場、学園、地域の占拠、バリケード闘争を基点に才えた総叛乱をめざして、闘いぬころではないか!!

この攻撃に対する職場、学園、地域の占拠、バリケード闘争を基点に才えた総叛乱をめざして、闘いぬころではないか!!

一、六・二二スト貫徹す!

機動隊は民衆に追放された!

しかし、山谷の仲間二名逮捕さる!

全部の闘う労働者諸君ノそして学生、高校生諸君ノわれわれは、報道されなかつた六・二二の秋葉原の闘いを報告しなければならぬ。

六月二二日は日曜日であつた。秋葉原の電機店街は、ボナス期に入り、かき入れの日曜日の第一日であつた。この日、神田合同労働組日無線分会は秋葉原電機店街始まつて以来の歴史的な半日ストライキに突入した。即ち、公然組合員のうち四名と、本部動員と赤ヘルタツトの山自労働組員等の支援動員約五〇名は、朝日無線本店を正午より制圧し、坐りこみストライキを決定した。

これに対して会社側は、片山人事部長、工藤、鈴木部長らが「営業妨害だ。退去せよ」と体当りの暴力をふるい、われわれのマイクをぶち壊し、ストライキ破りの限りをつくしたわけではない。早くも万世橋署の公安私服刑事数名を動員して、弾圧工作に奔走し、ために、本店前から都電万世橋電停、大通りの反対側まで、折からの買物客や各店

販売員が黒山の人だかりとなり、その数に二〇〇名近いものとなつた。

こうして、ストライキが貫徹されるや、会社側は、万世橋署に機動隊導入を要請した。二時半ごろより、店内は、片山人事部長との大衆団交の如き事態に発展し、ついに会社側はシャツターを下し、ロックアウトに出たのである。だが、店頭を待つていたのは機動隊であつた。万世橋署は、一機および三機を六〇名待期させ、店内から出てくる組合員にナグル、ケルの暴行を働き、女子社員のパラウスを引きちぎり、暴ぎやくの限りをつくした。

われわれは、連日占拠の方針ではなかつたので、閉店となつたことを一応の成果とし、本部に集結し、次の方針を検討した。夜はデモンストレーションの予定であつたが、それまで黙っている訳にはいかない。再度、店頭でアツピールすべきだとう意見が大勢を占めて、われわれは、再び朝日無線本店に向つた。ところが、会社側は、ヘルンチにも再び店を開けていたのである。

店頭は、再び、われわれによつて制圧された。今度は、三浦剛第二組合幹部も片山人事部長、工藤部長とともに、われわれに体当りの暴力をふるい、鈴木分会長を中に引ずりこんで、スネや腹をケリあげた。店頭は再び黒山の人だかりとなり、会社側は再びシャツターを下そうとしたが、今度は、組合員や店員によつてはばまれ、遂に再び機動隊

の導入となつた。大群衆の手中でピケ隊は機動隊によつてゴボウヌキにされた。こうして一部は秋葉原児童遊園にとじこめられ、一部は駅前広場にけだ。この時、山谷の二名の仲間が、不退去罪（東大闘争に使われた罪名だ）、公務執行妨害罪で逮捕された。

ここから闘いは、さらに劇的發展をみたのである。駅前広場に集結した組合員は、都民に、アツピールした。児童遊園にとじこめられた者も、ゲリラ的に駅前に集結し、駅前は一瞬にして討論集會場となつた。「仲間をかえせ」「機動隊導入粉碎」というシュプレヒコールのアラシ。ところが、ここに再び機動隊が導入されたのだ。群衆を整理して指導者を逮捕しようとする。これを再び群衆が包囲し、さながら一〇・二二の新宿のような事態に發展した。機動隊は群衆によつて粉碎され、退散させられたのだ。

こうして駅前集會は六時まで続けられた。さらに六時半より佐久間公園に結集、秋葉原一周のデモが行なわれて、この日の闘いは終つた。

付言すれば、朝日無線本店は、二度目の店頭制庄後、二度とシャツターが開かれなかつただけでない。全秋葉原にある他の五つの店も、また会社本部もシャツターを開けたり締めたり、ついに夕方五時には全て店を締めてしまつた。われわれは秋葉原の解放闘争の歴史的一ページを印したのである。

二、人は「秋葉原レイ市場」と呼ぶ 知られざる実情

秋葉原には、約二五〇名の大小の電機店が密集し、約一万八〇〇〇名の労働者がここに働いている。だが、戦後一貫して労働組合を始めとする一切の公然たる労働者組織がなく、労働者は、今日までただ黙々と働かされてきた。シイタゲラレタ者の深い怒りが充満してはいるが、一人一人が分断され社長や職制とのあいまいな人間関係の中で、あるいは無力感に打ひしがれ、あるいはレジャーに、つかの間の気安めをするというのがここに働く労働者の実情であつた。

秋葉原は戦後谷口正治現朝日無線社長らがダサクサの中で電機商品のたき売りを始。次第に電機店街が形成されてきた。現在は、山際、朝日、山田照明、シントク等のデパート資本的大型店（専門店会に結集している。）と日電テレビ、カクタ等の御売問屋、通信販売係資本と小売の三種の店が密集しており、この中で谷口正治朝日社長は長年、専門店会々長を務め、大ボスの存在であつた。（三月に組合問題の不始末で辞任した）

大型店の場合は、ほとんどメーカーと直結した経営をし

ており、朝日の場合もメーカーとともに千代田ソニーを形成している。しかし基本は全ての中小店と同様、メーカーの意のままであり、一つ間違えば簡単に現金取引を強制され、倒産の運命にあることは中小企業全体のもつ運命と共通している。

有名な秋葉原価格とは何を意味するか。戦後成金によつて作られた街にふさわしい黒い霧の部分は容易につかみ得ないが、最近では、いわゆる目玉商品といわれるものが次第に少なくなつてきた。だが、この秋葉原で取引される電機製品は首都圏の二割とも三割ともいわれている。このようなことが可能なのは、メーカー自ら特別ルート用の商品生産をしているからである。

カラーテレビが正価一八万円となつていても米国等へは四万前後でダンプングされているように秋葉原用の特別販売によつて資本の回転の重要な一部を支えているからだ。これをゴージャスあふり出しの協定された特別帳簿があるといわれ、また、各店ごとにこの協定違反を見張つており、朝日無線はこれを出し、いたり、秘密調査をし、また、公正取引委員会と結託して中小店をいじめた数々のいさかいがあつた。

つまり、メーカーが秋葉原の販売店をおさえ、これを通して販売関係労働者をおさえ、必死の販売競争をさせることによつて今日の電機産業は成りたつてきたのである。実

に販売関係の労働者は、自動車等其他の産業においてもそうであるが、メーカー関係の労働者の数を上まわつていて、電機産業においても例外ではない。そして、彼らこそ一切の権利を剝奪され、抑圧され続けてきたのである。

ここに働く労働者の状態はどうか。まず第一の特徴は低賃金である。高卒男子で二万六千円前後。だが、これは、もち論秋葉原に特有のことではなく、全国津々浦々の中小零細企業に共通したことであろう。

第二の特徴は長時間労働である。小売、販売店の場合、朝九時半出勤、閉店が夜の七時半あるいは八時であつて、勤務時間は夕方六時半までのたてまえとなつてはいるが、事実上残業を強制され、こう東一〇時間労働、もし片道一時間の通勤時間を加れば、こう東一二時間という驚くべき長時間労働だ。労働基準法のいう就業規則による最低の保障も有名無実であつて、でたためをきめてはいる。

第二に、勤続年数がきわめて短いことである。零細企業では、ほとんど一年に満たないうちに、多くの者が退職したり首にされたりする。オヤジと気が合わなくなれば、どのみちやめなければならぬ。労働条件改善の不満などいうより他の店へ行つた方がよいとだれもが思う。

一つの店をやめれば他の店のオヤジが待ちかまえていて「オレと一語にやろうじやないか」と勧誘して結局は同じような過酷な労働条件を強いられる。これがいわゆる「

秋葉原奴隷市場」といわれるゆえんであろう。

資本家達はこのような支配をどのように維持してきたか。

そのイデオロギーは、朝日無線のように「モアロジー」(道徳科学)であり、また、最新の近代経営論あり、民社

同盟的イデオロギー等々、今日では多種にわたつてい

しかし、その共通するところは「会社とともによくなる

う」ということであつて、ゴマスリは若年にして店長等の

管理職となる。酷な労働条件の中で、とにかく自分だけ

は良くなるうとする者は、平気で他の者をケオトシ、おさ

えつけていく。

しかも経営者達は、ヘルパーと呼ぶメーカーから出向社

員やテレビ学校夜間通学生などを正社員と同数程度も雇用

して、分断支配している。こうして労働者は、幾重にも階

層分断され「明日は店長」という幻想のもとに日においま

くられている。

この中で女子社員だけはそのような夢もない。彼女達は

田舎から「りよう完備」の求人広告で上京し、「今建設中

なので」といわれて安アパートに入れられアパートを追い

出される時は、勝手に荷物を持ち出して「今日から君は、

こつちに住め」という具合であつた。

つけ加えれば、りようは男女を問わずニワトリ小屋のよ

うなものであつて、みせかけは鉄筋のビルでも中にはベツ

ドしかなく、要するに夜ねるだけの殺風景な室に過ぎない。

何のレジャーもないので会社は時としてメーカーから金を出させ、ボーリングや旅行にまどめてつれて行く。

このようなわけで、彼らは、ほとんど二四時間会社につ

なぎとめられ、「売れノ売れノ」と追いつたてられている。

まさに販売ロボットとして酷使され、賃金奴隷として生血

をすいとられてきたのであつた。

三、われわれの闘いと連続闘争

(一) 端緒的抵抗

抑圧された労働者が、自己の抵抗組織をまだ持たない場

合はどこでも同じであるが、だれでも個人的抵抗を考える。

「こんな会社はやめてやれ」という意識は、ほとんどの労

働者がもつており、どうにもゆきつまつた場合ケツをまく

つてやめてしまふ。秋葉原でもこれは普遍的現象だ。もち

論やめるときに怒りをたたきつけてやめるものもいれば、

黙つてやめるものもある。あるいはやめる前に一週間も二

週間も無談欠勤したり、平気で遅刻の常習犯となる。

だが、これらは自分の気持は一瞬おさまるかも知らない

が、新たに他の会社に行けば事態が一向に変わらないこと

に気づくだけであつて、結局は会社に何の打撃を与えるこ

となく敗北したことにはかならない。会社は、やめてもら

つてかえつて助かる場合の方が多い。何故なら、また新しい若年労働者を初任給の安い賃金でとれば良いのだ。

もし、怒りが大衆的に高揚すると、集団で退職願いをひ

つさげて賃上交渉することもある。最近も、ある電機店で

このような事件があつたと伝えられた。

秋葉原には、戦後二〇数年間公然たる労働者組織がなかつた。実際夜の八時まで働かされ疲労困ぱいしてから、組

合活動をやる等は、さ、やかな要求の代償としてはバカバ

かしい程であらう。

秋葉原では、いわゆる労働組合体制内取引機関としての

組合の存在条件はないのである。メーカーから圧迫され

経営者から追いまくられている秋葉原では取引の全店が

ないといつても良いであらう。

かくて社共両党を始めとする労働者諸組織の体制内労働

運動がかくもみごとに存在しなかつたのである。そして、

これは、おそらく二〇〇〇万未組織労働者に共通する事か

らである。

(二) 梅沢闘争と神田合同労組の結成

われわれの組織的闘いの突破口には昨年一二月、神田駅

に近い梅沢無線で切り開かれた。梅沢無線は正社員三名、

アルバイト社員三名の通信販売を主とする典型的な小企業

である。こゝでは昨年一年間に延一〇人の社員がやめてい

つた。

この時の要求の中心は

(1) 年末一時金三ヶ月分

(2) 祝祭日の休暇

(3) 組合の諸権利

であつた。

会社側は組合結成にあわてふためいて、まず「一寸待つて

くれ」の一点ばりて引きのばし、次に弾圧の体制に入つた。

年末一時金は昨年並、一・五ヶ月の回答であり、組合はスト

トライキ体制がなく、一敗地にまみれた。

そして、正社員の二名が脱退し、三名のアルバイト社員

には、千代田テレビ学校に通報して退学のどう喝をかけた。

かくして、われわれは一月一三日と二〇日にストライキ

を決定した。このストライキは支援助員によつて、職場占

拠を貫徹するものであつた。社長は万世橋署に泣きこめて

私服が介入した。

こうして、ようやく団交というものが実現されたのであ

る。

その後、労働条件の改善は、組合との交渉ぬきに、会社

側が一方的に行なう型で、脱退者の結集をはかつた。そし

て組合は「活動家組合」となつた。

これらのことは、組合は、もし結成と同時にストに突入

しない限り、勝利の展望はあり得ないことを示している。
また、目的意識的な「支援」動員力は闘う組合の命綱であることを示している。

われわれは、これらの教訓をもつて、本格的な秋葉原の組織化に着手することを決定した。秋葉原の事情にふさわしい組織とはどのようなものか。それは合同労組しかないというのかわれわれの結論であつた。

こうして二月一四日結成された神田合同労組の特徴は次の通りである。

- (1) 時間短縮、大幅賃上げの直接的要求を真向からかかけること。
- (2) われわれの闘いを支持する全ての力と連帯すること。
- (3) 組織的には、公然組合員、非公然組合員を合わせて結集すること。
- (4) 安保階級闘争等の政治闘争も最大限追求することである。

(三) 秋葉原をめぐる朝日無線闘争

三月二四日夜、一斉残業拒否闘争で結成された朝日無線分会の結成は、実に秋葉原をめぐる一大闘争に発展した。

朝日無線の組合加入運動は、経営陣のうちに瞬時にして爆発的に進行した。

中間派とは、第二が御用組合であることを知つてはいるが、自らが先頭に立ち困難を恐れず闘いぬく決意を未だ欠いていない諸君である。

第二組合とは何か。これは会社の社員会、アサヒ会と本質的に同じである。いわゆる第二アサヒ会といつても良いであろう。彼らは労働協約で「従業員の労働条件の基本的変更」についてのみ交渉している形で自己の防衛策をセバメ、会社に奉仕している。基本的という制限がついた以上、会社が基本どめない事項は交渉さえできないのである。彼らの休息室についての協約は、自ら「会社に迷惑をかけるせん。」と誓つてゐる。

そして春闘も夏期一時金も、会社は昨年並回答をおしつけており事実上あつてもなくても同じものとなつてゐる。彼らの果たす役割は六・ニリストではつきりと示された。それはストライキの実力防衛であつて「会社あつての組合」という彼らは企業防衛のために体をはつたのであつた。

われわれはいかに闘つてきたか。会社は昨年並回答をおしつけておられ、分裂と同時に先に述べた総括にたつて直ちに活動を開始した。

第一に分裂の教訓から、組合の二つの目的と二つの精神を簡潔にまとめて、第二組合の思想的武装をめざした。

即ち、
◎三つの目的

この時要求の中心は

- (1) 大幅賃上げ、とくに諸手当の基本給へのくみ入れ。
- (2) 組合諸権利の獲得。

分会は翌日には秋葉原で九五%の加入をみた。そして、闘いの発展過程と性格は梅沢闘争と本質的に同じものになつた。

だが、われわれは、朝日無線が秋葉原最大の大型店の一つであること。(三八六名の従業員)から、ある程度の妥協の余地があり、叛乱的戦術をむしろさしひかえねばならぬと考へてゐた。これが根本的な誤りであつたことをあらかじめ総括と教訓の根本問題としてこゝに明らかにしたい。事實は結成大会の翌日三月二五日の団交において、二八日正午までの役員の間合活動の自由が勝ちとられた。正味三日間が休戦期間であつた。会社は二八日の団交を延期し、三一日には〇回答を出し、真向から強圧的どう喝をかけ、ついに組合分裂を貫行した。料亭大鉄に各店長と石森分会長らを集め大分裂を決定した。

こうして、春闘は二七二〇円という低額回答におさえこまれた。

ところで第一組合と第二組合とは、具体的にはどういふことか。具体的には、職場の第一組合員と多数の中間派、そして中間派と同程度の第二組合といふことである。

- (1) 組合の目的は、自らの要求を自らの力で勝ちとること。
- (2) 組合の目的は、職場に労働者の秩序の確立をめざすこと。
- (3) 企業をこえた団結の強化拡大。

◎三つの精神

- (1) 労働者の資本からの自立の精神—自己解放—
- (2) 闘いのモラル、仲間を裏切らないこと—
- (3) 闘いの目的や精神は、頭の中で納得して、それで終りというものではない。何度も何度もくりかえされる闘いの中で身体で納得されていくものでなければ何の意味もないのである。

朝日無線においては、これは、いかなる形で提起されてゐるか。それは「ゴマスリ」との闘争である。そして、これは職場における日々の生活態度にはつきりと示されてしまふ。

まず自分は店長の良き同行者たらんとするかどうか。表向きは反店長でも裏では店長にゴマをするか。それとも表向きは店長とうまくやつても実際には断固反店長の立場をつらぬくか。または、徹底的に反店長を貫徹するか。これら二つの傾向ないし立場というものは結局人の目をゴマカスことはできない。そして親しい仲間の間から真先にこの問題を卒直に話し合えなければ、また、常に自らに問い

ただしていなければ、結局は屈服を強いられてしまう。何故なら多くの労働者は自覚せずにゴマスをやり悪いと思ふ認識さえない場合がある。そしてそのような諸君には、実力で粉砕する方針しか通用しないのであつて、話し合うべきは身近な仲間同志なのである。実にゴマスリとの闘争こそは、組合の根本的生命力を決する問題だといつて良い。ゴマスリとは何か。これこそ企業意識の日常的表れである。自分は企業の中で企業によつて自己防衛する以外にないと思ふ気持の表れである。これは、行きつくところ、一寸でも企業に迷惑をかけることは、給料にさえ悪影響を及ぼすと思ふストライキ破りの先頭に立つことになる。このような労働者は、労働者でありながら、資本家階級と同じ行動をとるのであつて、敵として粉砕する対象なのである。だが、われわれは、次のことも知つていなければならぬ。同じ一人の労働者でも、状況によつてゴマスリにもなれば、反ゴマスリにもなるのであつて、絶対固定的にこれを観念すべきではない。また、あるときは、ゴマスリが圧倒的多数になる場合もあれば、少数派になる場合もある。それは敵の出方とわれわれの闘い方によつて常に化するものである。日々流動する情勢の中で、われわれは有利な局面を切り開く必要がある。大胆に。とくに中小企業の場合には、事態が本質的に非和解的であり、今日の情勢評価と戦術は明日の情勢評価と戦術に通用しえぬことが常

しかも「社員のために犠牲を恐れず、にらまれてもかまわない、だが社員のために身を投じているか、かならず解つてもらえるときがくる」という中心活動家の信念、自信こそが、最も重視されねばならなかつた。これこそ後の分裂時のわれわれの弱さに最も影響しているわれわれの内容的弱さであつた。こゝで社員のためにという表現は企業意識への妥協であるが、この妥協は必要なものであつた。先づ総括の根本問題として「組合的戦術を重視し、反抗的な戦術をさしひかえた」ことを指摘したが、これは、労働者の心に広く宿つている企業意識に対して配慮しなくて良いということでは決してない。むしろ種々の企業意識を克服していくのは合同労組とは何かというお説教ではなくまさに現実の長い闘争を通す以外にはないのである。重要なことは不眠不休で活動する中心活動家の犠牲的精神の高揚であつてそのことを決定的に強調されなければならぬ。

二、結成大会から三・二八職場集会まで

三・二四の結成大会は、完全な残業拒否闘争で勝ちとられた。そして翌朝には秋葉原で九五%の組合結集が得られたことは、まことに会社社に対する不満のうつつ積を示すもの

にあり得ることを充分知つていなければならぬ。このことは、第二組合や中間派の性格が常に流動するということである。彼らは、ある時はストライキ破りをし、ある時は「ストライキ決定」をする。ある時は第一から離反し、ある時は大きな同情をよせる。第二組合は本質的には第二社員会であるが、彼らもまた労働者組織である以上常に抵抗の姿勢も芽生えるのである。

総括と展望

一、分会結成時

瞬時にして爆発的な組合員と結集した分会結成時に何が問われていたか。この時われわれは労働者の団結権や団交権について、いかに法律で保障されているかについて中心的に宣伝した。だが、忘れられていたのは、分会の公然化が何を意味するのかがあつた。公然化こそ、朝日資本との事実上の命がけの正面対決に他ならないこと。従つていかに闘うか、ストライキも辞さず闘かわねば、ほとんど一歩も前進しないであろうことを恐れず説得せねばならなかつたであろう。法律で保護されているかどうかというのは、ほんの一部の責任ある活動家が、合法とは、どの線であるかを慎重に配慮していれば、この段階では充分だつたであろう。

二五日の午後一時より開かれた団交において会社側は逃げの一手であつた。言葉上は「誠意とか前向き」等の言辭全てを後に後にとまわそうとするものであつた。だが、われわれは、たつた三日間ではあつたが役員の間内組合活動の自由を獲得した。そして、この間われわれは首都圏にちらばる二〇の支店にオルグを拡大しようとしたが、これはむしろ秋葉原自体の内部結集に全力をそそぐべきであつたであらう。

しかも、われわれは、この三日間でストライキの決意を固めるべきであつた。この点こそが全総括の根本問題である。会社が真正面から攻撃を開始したのは二七日の夕方「団交の事前折衝」で「条件を出しあおう」ということであつたが、これは(1)人数制限 (2)本部締め出しを意図するものであつて、実は、この団交状態がストライキをもつても打破るべき問題だつたのである。そして二八日に予定されていた回答と団交は三十一日に延期された。二八日夜の職場集会は、ストの提案さえ出されたほどである。この時こそ大衆的スト突入の最大の山場であつた。だが、本部は「一票投票」にこだわつてストを延期したのである。神田合同労組は本来全てのスト権を確立してあり、もし半数の賛成があれば、形式的には全くこだわらる必要はなかつたのである。

会社側は「役員の間内組合活動は賃金カットする」「組合は認めるが、良い組合もあれば悪い組合もあるから。」「と、というキャンペーンをこの日から開始した。そしてこのどう喝に反撃するため、分会は全員リボン闘争から、腕章闘争に入ったが、それは、とても会社側に打撃を与えうるようなものではなかった。

三、分裂との闘い

だから会社側が真向から強圧的弾圧を開始しようとした時、客観的には組合は反撃をさしひかえてしまったのである。ために、われわれは彼らの攻勢に対して、ほとんど最出発に等しい地点まで後退して、反撃のペドメとせざるを得ない立場におかれた。

会社側は直ちに分裂工作に入り、三十一日の回答は〇回答。そして石森分会長ら店長代理クラスと店長ら二四名を料亭大鉄に集め大規模な脱退工作をし、ついに四月八日第二組合をデッチ上げた。

われわれは、この時すでに基本的総括を中心部で確認しており、むしろ逆に六日に臨時大会を少数ながら勝ちとらたが、公然分会員は松本分会長一人という形となつたのである。しかし、これは最も企業意識から解放された諸君によって、再出発の砦を築いたのであつて、これによつて、

第二に對する激しい反撃を可能にし、この結果大衆の中間派が形成されたのである。」「第三組合の主張は(1)神田合同労組は赤だノ日共だノ全学連だ(2)外部の者は影響されたくない。(3)政治闘争に利用される(4)合同労組なので会社は〇回答なのだ。の四点に集約できる。」「だが、これは春闘回答が出されるに及んで(4)はだれの目にもウツであることが暴露された。(1)は反論の余地さえないが、(2)は重要であろう。(3)はすでに結成時の総括であつたので(3)については考えをみまう。」「

「政治闘争は安保闘争に利用される」という第二の主張に對して、われわれは「政治闘争は全て自由だということ憲法、労組法の精神を前面に出して対応したのである。しかし、これはもう一歩進める必要があつた。」「それなら君らは安保に賛成なのか、戦争に賛成なのか」と。その上で信条は開かないことを明示するのは必要であろう。だが安保への自らの主張をかくす形では明らかだ、うしろ向きにとられるのもやむを得ない。われわれは即ち結成大会で安保に對する方針を明確にした以上、何ら、それをかくすべきでなかつたであろう。」「

「夏期一時金闘争の準備ととも、われわれは連日の職場闘争を闘つた。そして、これは団交と不可分の問題であつた。即ち会社は本店に四月二一日の合併以後、特別に二人の店長・店長代理を導入した。彼らは分会長の、組合諸連絡、電話連絡、オルグ、ピラマキ等を、ことごとくに弾圧し、メモし、処分の機会をうかがつた。一方会社側は、あの手この手で団交延期という名の団交拒否をくりかえした。第一回は三・二八「事前折衝が先である」第二回は四月七日「貴組合の情勢が流動している」第三回、五月一日「全組員の声を代表している」というなら組合員数をいえ」第四回、五月二四日「ケン責処分問題は団交事項ではない」第五回、六月二四日「万世橋署を話し合つていたので時間がない」第六回「鈴木分会長(逮捕されたので)の代りに本部から一名補充するのは認めない」等々。実に夏期一時金では六月二一日の団交要求以後七月八日まで、ほぼ一ヶ月間開かないという有様である。本店での激しい職場闘争は、「何故、団交をやらないの

四、春闘の妥結とストライキ問題

さて四月二四日、第二組合は、春闘二七二〇円で妥結した。

この時、分会は「ストライキ」に関する重要な議論があつた。即ち、第二を批判するにあつて、「ストを打てない第二組合」ということを二つの重要な柱としていたわれわれが黙つて妥結すれば「結局第一も同じではないか」といわれるだろう。そのためにはストライキを決行すべきだ、というものであつた。

これは一つには分裂以来の会社側の悪らつなやり方に、何とか一打むくいたいという強い気持と、また一つには、少数派としてのアセリがあつた。これは、決行すれば明らかに「叛乱的スト」であつて、もて遊ぶことのできぬ戦術である。それは分会の強化につながるものでなければ無謀なものである。そこで、このストは結局中止し、体制を強化して、夏期一時金を決行しようということになつた。

そこで、この分会の強化とは何か、どのような方針を進めるのか。これに對する解答は、一ヶ月や二ヶ月で解決できるものではない。われわれは、週一回の学習会を開きつ、夏期一時金闘争準備に直ちに入つた。

五、職場闘争と団交

夏期一時金闘争の準備ととも、われわれは連日の職場闘争を闘つた。そして、これは団交と不可分の問題であつた。

即ち会社は本店に四月二一日の合併以後、特別に二人の店長・店長代理を導入した。彼らは分会長の、組合諸連絡、電話連絡、オルグ、ピラマキ等を、ことごとくに弾圧し、メモし、処分の機会をうかがつた。

一方会社側は、あの手この手で団交延期という名の団交拒否をくりかえした。第一回は三・二八「事前折衝が先である」第二回は四月七日「貴組合の情勢が流動している」第三回、五月一日「全組員の声を代表している」というなら組合員数をいえ」第四回、五月二四日「ケン責処分問題は団交事項ではない」第五回、六月二四日「万世橋署を話し合つていたので時間がない」第六回「鈴木分会長(逮捕されたので)の代りに本部から一名補充するのは認めない」等々。実に夏期一時金では六月二一日の団交要求以後七月八日まで、ほぼ一ヶ月間開かないという有様である。

本店での激しい職場闘争は、「何故、団交をやらないの

か、団交もしないのに文句をいうな」という型で強刀に闘
かかれた。第二組合は春闘妥結とともに閉店休業となつて
おり、われわれの職場闘争は、ついに、本店で第二組合よ
り四名が脱退するところまで進んだ。

会社側は、本店での職制強化のみでは不可能とみて、今
度は片山人事部長が直接乗り出し、五月二三日、「反抗的
だ、売る意志がない。」等の理由で鈴木分会長を処分して
きた。その処分に対し翌日の本店の朝礼、また、五月
日、日曜の合同朝礼で真向からわれわれは反撃した。
こうして職場の闘いが日々激化する中で、われわれは夏
期一時金闘争を準備してきたのである。

六、六・二二ストで

何が明らかとなつたか。

夏期一時金闘争の準備はすでに五月初旬より始まつた。
フンケイトづくり、その集約、要求づくりと進む中で、鈴
木分会長への連続ケン責処分が出され、闘争は、反弾圧闘
争の性格を帯びてきた。

要求書提出は六月一日であつた。この時、夏期一時金一
律五万円十基準内賃金の三ヶ月分(平均約一四万円)、分
会長の処分白紙撤回を中心に要求は一八項目であつた。こ
の、うちあげは、春闘以来の懸案事項と当面勝ちとりうる

可能性のある日常要求、そして、組合の諸権利である。

われわれは具体的説明をするので直ちに団交を開くこと、
また、第一次回答を六月一四日までに出すよう要求した。

これに対して会社側は、一四日に今検討中の「回答」を
出したに過ぎなかつた。われわれは、一七日(火)にスト
ライキ通告をした。これによつて、ようやく会社側は六月
二四日の団交を約束した。

二四日に至つて第二組合もまた活版のピラを作り「共闘
はしない」という態度表明を行つた。彼らの要求は一律一
万円十基本給の六ヶ月分(平均約一〇万円)であつた。連
日の分会ピラ頭ピラがまかれた。

第一組合は全組合員に何を主張したか。その中心は「一
時金とは低賃金の後払いの」とである。「この夏期一時
金闘争で春闘でとれなかつたものをとりもどそう。」「こ
ちらにストライキ行動があつて始めて会社に考えさせること
とができる。」等であつた。

これらの主張はピラでアッピールする以外に出なかつた
ので第一組合の内部的意志統一の域を出なかつたのは事実
である。

われわれは会社側に対して、再度二一日の団交を申し入れた
が、会社側は一七日のスト通告以来「お手並拝見」の一点
ばりであつた。同時に彼らは「スト参加者は職場を出るよ
うに」という通告を忘れなかつたが、彼らとしては、一面

「少数派組合にストが打てるはずがない」という甘さと、
「特別なストライキ防衛策がみあたらない」という実情が
混然一体となつていた。「せめられたら終りだ」というあ
きらめもあつた。四・二八沖繩デーの時も、彼らは「せめ
てくるのでは・・・」と心配していたのである。

このようにして六・二二ストは決行された。その日の模
様はすでに報告した通りである。

われわれは、この日の闘いを全ての闘う労働者諸君に誇
をもつてくり返し報告するだろう。この日の闘争で何が明
らかとなつたのか?

それは、商店、デパートのストライキが、資本家にとつ
て防衛策が全くないということである。もし、断固たる労
働者が企業の中で少数であつたとしても、企業をこえた闘
う団結に守られて行動した場合、彼ら経営者は機動隊をも
つてしても防衛することはできない。それは下度、土曜の
新宿のように「お客」という人民と必然的には結合するの
であつて、彼らは自らシャツタを締めざるを得なかつた
のである。朝日の経営者は機動隊を導入した。もし、仮に
機動隊でなくとも、それがガードマンであれ、会社役員で
あれ、第二組合員であれ、事態は全く変わらない。彼らが
過剰警備をすればするほど、販売活動は必然的に不可能に
なるであろう。

では、われわれ自身には、どのような教訓があつたか。

それは六・二二スト以後今日までの経過が教えてくれる。
それは、要するに、弾圧対策を徹しすぎる程自らに課さね
ばならないということである。この際、われわれは依然と
して多くの組合的戦術、裁判闘争戦術を絶体に配慮してい
なければならぬ。

もち論、われわれは、いかなる弾圧をも恐れるものでは
ない。否、むしろ弾圧のあらしの中で、われわれ労働者は
闘う団結を勝ちとつていくのである。そして、より大きな
敵がたちはだかつてくるならば、それこそ、われわれにと
つて名譽なことである。

であればこそ、われわれは細心の注意を払つて、自らを
防衛する術を知らねばならない。その具体的事は、別
の機会にゆずるとして、われわれは、いよいよ、この闘い
の展望をみよう。

七、連続闘争の展望

全ての労働者諸君!

六・二二スト以後の経過は、共闘会議ニュースその他で
すでに御承知の通りである。敵の弾圧は、毎日、日経、読
売新聞にも報道された。

即ち、警視庁公安二課は、「最近の中小企業争議の激化

が七〇年安保とからんで反日共学生や反戦青年委員会と結合し重大事態となる危険性がある」として、われわれの闘いを第一級の事件と判断し、全力を注いで弾圧を開始した。朝日の幹部役員は二二、二四、二五日の三日間万世橋署に呼びつけられ、何やら意志統一して二五日の午後三時、鈴木分会長を本部二階会議室に呼びつけ、解雇通告とともに「社員手帳」その他を取り上げるといつて隣室に待期して、いた役員らとともに七人で分会長をリンチした。

さらに、警視庁と万世橋署は七月三日早朝、組合本部に一名、鈴木分会長宅六名、丸山委員長宅四名、望月書記長宅五名で家宅捜査し、鈴木分会長を逮捕した。この日は夜団交の予定であつたことから考えても、きわめて意図的な弾圧であつた。

一方われわれは、六・二二駅前広場解放闘争に学んで、二九日の日曜日、七月三日の日曜日とすでに三回の「広場解放闘争」を闘いぬいた。これは、支援団体と東京フォークゲリラ等の協力で毎回数百の集会が勝ちとられ、新宿西口での宣伝も行なわれた。朝日無縁では二九日の日曜日は「スト防衛」の名のもとに、七月三日は「スト防衛」を以て、七月八日、延々とのぼされてきた団交を拒否した。この前日、第二組合は、七・八のストを講じた団交の未、夏期一時金三・七五（基本給）十三〇〇円（平均

約七万円）で妥結していた。われわれは差別支給となることを防衛するため、この七・八団交で夏期一時金については同額で妥結したが、その他の三項目で一定の成果を勝ちとり、次回団交を要求して終つた。この団交は従来の団交と異つて、極めて、ささやかな日常要求であるが会社側に回答せざるを得ない力を示し、今後の組合の闘いの一つの道を示している。

だが、根本的な闘いは弾圧粉砕闘争である。鈴木分会長の解雇撤回、無罪釈放を勝ちとる闘いである。これこそは全秋葉原の労働者と全都全国の労働者と固く団結して、長期の連続闘争として闘いぬかねばならない。

この場合、われわれは、とくに六・二二のストライキの教訓に立ちかえてみる。根本に企業をこえた団結の問題がある。これは実は、合同労組の最終的な強さであつて、われわれは、この面で一層前進しなければならぬ。ということである。すでに六月三〇日、朝日闘争勝利共闘会議が結成された。と同時に今後さらに、強力な闘いを推し進める場合、合同労組それ自体の全都全国への発展、即ち、全ての闘う仲間との企業をこえた団結が問われるであらう。これは、支援してもらつたら、また、われわれも、持っているという精神であり、さらには、「支援」ではなく、全ての闘う仲間と手を携へて闘うという精神である。

われわれは、あらゆる困難を打破つて前進するであらう。われわれと同じ運命にある中小零細企業労働者、販売関係労働者、下層プロレタリアを横断し、あらゆる産業、地域の特異性に応じた自由な、自立した闘う労働者組織の建設をめざして闘うであらう。また、そのために、全秋葉原の労働者の闘いの火花を連続的に発展させるであらう。

秋葉原解放闘争は、全ての中小企業闘争と区別された特別な道があるわけではない。だが、特殊、秋葉原的な抑圧特殊秋葉原的要求は現に存在している。われわれは、これを集約して、全秋葉原の資本家「専門店会」との団交を要求し、闘いを開始するであらう。朝日の谷口社長との闘いと、全秋葉原の労働者の要求を結合し、闘いの新たな発展を切り開くであらう！

全ての闘う労働者諸君！
学生、市民諸君！

共に前進しようではないか！

- 一、鈴木分会長の解雇を白紙撤回せよ！
- 一、官権の不当だん圧粉碎！
- 一、拘束八時間、実働七時間制の実現！
- 一、秋葉原に一斉休暇を！
- 一、国民の祝祭日の後に一斉休暇を！
- 一、安保粉碎！ 沖繩解放！
- 一、全ての労働者は 合同労組に結集せよ！

支援先：都内千代田区神田岩本町二―一四―三 日光ビル
 神田合同労働組合本部

抗議先：都内千代田区外神田一―二―七
 朝日無線電機株式会社 社長 谷口正治

全共闘運動の革命的前進のために

- 全学連運動から全共闘運動へ
- 学園占拠、都市反乱、工場取場占拠へ
- 大学立法粉碎から安保学園闘争へ

はじめに

「全共闘」運動は、すでに今日では、単に学生運動の中だけではなく、全社会的基調をなす一つの運動として定着化しつつある。

そして、また現在、この「全共闘」の全国的結合組織として「全国全共闘」の結成が叫ばれている。

だが、こうして「全共闘」運動が盛んに強調されている反面、それが従来の「全学連」運動や今日の党派「全学連」とどう違っているのか、あるいは、それがどのような階級的基礎をもち、どのように発展を展望できるのか、といった基本点についてさえ必ずしも明確にされてきていない。

そこで、われわれは、全都、全国全共闘の結成—全共闘運動の革命的前進のために、以下の諸点にわたって課題にたえ、全国の闘う同志に送り届けたい。

I. 全学連運動から

全共闘運動へ

II. 全共闘運動の本質

— 学園ソヴエトとしての

全共闘 —

III. ソヴエトについての

歴史的教訓

IV. 全共闘運動の当面の

任務

(2)

— 以上

I. 全学連運動から

全共闘運動へ

最初に、戦後日本の学生運動の歴史的發展過程をごく簡単にふりかえり、その中から今日の全共闘を主軸とする運動の位置を明きらかにすることから出発したい。

まず、五〇年代の学生運動の特徴を見てみると、その前半は、いわゆる「ポツダム自治会運動」と呼ばれ、全員加盟制を基礎に、「平和と民主主義」よりよき学園生活を、「というスローガン」に象徴される運動内容を基調としていた。

五〇年代後半に至り、学生戦線は、最初の転換を迎え、二つの潮流へと分解した。

一つは、日本共産党中央の指導による「平和と民主主義……」自治会運動の継承、米ソ共存路線—国際平和擁護闘争と自治会サーピス機関化運動の推進を

はかる潮流であった。

これに対して、五六年の核実験闘争、砂川闘争、五七、五八年勤評闘争、五八年警職法闘争など六〇年安保改定阻止闘争に集約される一連の闘いを通して、主として学生党員の独自指導による戦闘的自治会運動がもう一つの潮流を形成した。

二つの潮流は日本共産党内部の激しい対立へと発展しながら、全学連運動は、後者を主流派として定着させた。その運動路線を端的に示したが、五〇年代後半の全学連才十一回才十二回大会で採択された、

いわゆる転換路線であった。そこに見られた「階級闘争の視点に立つ学生運動を」、「先駆性理論」、「同盟軍規定」などのスローガンがその運動内容を表現していた。(と)ここで、われわれは、五〇年代後半から六〇年代前半にかけての階級闘争の發展段階—闘争の全体的基調が議会議主義的組合主義的段階—における左派の戦術としての、戦闘的階級的な全学連運

(3)

動が果した一定の役割を認めなければならぬ。さうして、この運動の存在こそ、学生戦線の次の転換における一他の戦線より一步先行した転換の主体的条件の一つであったと言えるであろう。学生運動は、六〇年代中ばから再び転換点を迎えた。

六〇四年慶応大学で学費値上げをめぐる学園闘争が開始された。▽

これまでの学生運動における学園闘争の位置は、五〇年代前半及び日共中央指導下の運動にあつては完全な、身のまわり主義と日共への固い込みの手段でしかなく、また、いわゆる転換路線からの戦線的自治会運動においてみても、せいぜい全国「政治」闘争の、日共的補足物でしかなく、やはり「政治」闘争への利用、党派結集の手段の域を出るものではなかった。

ところが、慶応学費闘争は、初めて学園闘争が大

衆ストライキ闘争として爆発したことによって画期的意味をもたらしした。

学生運動の谷向と呼ばれた慶応大学で、大規模な大衆的エネルギーが政治過程に登場した訳である。いわば、今日の学園階級闘争の突破口であった。

だが、この慶応闘争は、闘争の歴史的制約と当時のフロント系自治会執行部の指導の限界とによって著しく自治会民主主義的なワクの中にとどまり、ストライキも最後まで合法ストの域を出なかった。

ついで翌六五年末から六六年にかけて早大学費闘争が闘われた。▽

早稲田大学は、慶応とは対照的に先進的活動家と諸セクト指導部が密集しており、早大闘争は、日共闘争の敗北後ではあったが、最初から慶応学費闘争の限界をいかに「乗り越える」のか、という形で設定された。

こうして闘われた早大闘争の歴史的意義は、それ

が、長期ストライキバリケード闘争と全共闘運動という今日の学園反乱闘争の基本形態の原型を、生み出したことにあるだろう。

拠点学部を中心とする長期ストライキとバリケードの構築、学部別・学年別闘争委員会の建設は、現在の東大・日大を頂点とする全国学園闘争の先駆的役割を果たしたのである。

だがわれわれが、東大、日大闘争の切りひらいた地点に立って、この早大闘争をふりかえってみた場合、いくつかの限界を指摘することができる。

オ一にまず、確かにバリケード闘争ではあったが、この時のバリケードは、未だ本格的に大学のブルジョア秩序を破壊し、また、それをめぐる大衆的な階級闘争・大衆武装と国家権力との対峙を作り出す武器としてあつた訳ではなかった。むしろ多分にそれは、ストライキの象徴的な意味をもっていたに留まっていたのである。

オ二に、全共闘組織は、確かに創り出されたが、後に意味するような全共闘運動とはほど遠いものであった。すなわち、早大の場合の全共闘は、未だ明確に自治会組織と分離していた訳ではなく、自治会執行部とそのセクト（社青同解放派や革マル派の諸君）の補充物の位置に甘んじていた、と言えるだろう。その意味で、むしろ日共・民青派が執行部を完全に牛耳っていた法学部においては、自治会機構とは相対的に独自に、学年別闘争協議が結成され、日共民青派の国会請願運動と敵対する形で自治会運動と訣別し、一時的ではあるが下からの大衆闘争組織に転化しかつた。だが、全体としては、全共闘が

補足的、消極的役割しか果たせず、従って、ストライキ自身も、全学投票やクラス委員総会決定などに依拠し、拠点占拠と全学バリへの波及といった反乱闘争の形態にまで至らずに、依然自治会的形式民主主義のワクから脱しきれなかった。

二つした早大闘争における占拠・バリケード闘争と全共闘運動のもっていた限界は、六七年以降の日本階級闘争と学生運動の新たな前進をもつてはじめて克服されるのであった。

ここで次の段階に至る前に、簡単に慶応・早稲田闘争の時点における労働戦線の特徴を確認しておくたい。この時点までの労働運動における左派の対応は、組合内左翼反対派の結集・戦線的組合運動路線であり当時三菱長崎造船社研がその典型として評価されていた。65年に入って、秋の日韓条約批准阻止闘争の段階ではじめて反戦青年委員会が街頭に登場したが、これは未だ完全に社会党・民同の下部機構としての性格が色濃かった。従って全体的にみて、労働戦線における左派の運動は、社会党の議院カンパニアと民同労働組合運動の左翼反対派としての内容とを基調としていた、と言えるだろう。

六七年の街頭実力闘争と中大学費闘争が開始され

六七年に入ってから周知のように、春の砂川闘争、秋の二つの羽田闘争が闘いとられ、さらにそれは、六八年のエンタープライズ闘争、王子野戦闘争、成田三里塚闘争へと引き継がれていった。

二つした一連の基地・安保をめぐる街頭実力闘争が、全学連・反戦青年委員会を両軸にして展開され、一年有余にわたって闘い続けられていった訳である。

二の一連の闘いの歴史的意義は、反戦・全学連という実力闘争部隊が街頭闘争において独自の勢力としてはじめて社会的に登場したこと、そして、その力が日韓以降強化された敵階級の執行権力独裁・治安弾圧体制を一定程度打破る可能性を示したこと、それによって街頭闘争部隊を中核体とした大衆実力闘争の、学園（一部取場）への波及をもたらしたことにあったであろう。

そうした波及の具体的カーブが中大学費闘争であった。

中大学費闘争は、一マ、ハート、一二の羽田闘争と続くエンタープライズ寄港阻止闘争を直接の背景として闘われた。これらの街頭闘争がちとられた実力闘争部隊への大衆的結集は、学園闘争の中でもかまわない大衆実力闘争、大衆武装の昂揚を生み出した。しかし、中大闘争の場合には、一つには大

学当局が全く屈服してしまつたことと、他方、指導部がそれを越える対応を欠いていたことによつて中途で闘いが終つてしまひ、早大闘争の限界を克服する新たな学園闘争の可能性は、可能性として残されてしまった。その意味で中大闘争は、先の慶応・早稲田から次の曰大・東大闘争への過渡的な闘いであり、そのもつていた可能性は曰大・東大闘争の中で全面的に開花し現実化したのであった。

この段階における労働戦線の特徴を確認しておくたい。六七年に入って、反戦青年委員会は、ようやく、社会党・民同の下部機構としてでない、自立し

た青年労働者の街頭行動組織の力を主軸とした運動へと転換した。それによって反戦青年委は、全国的なベトナム反戦を基調とする運動の波にのつて、飛躍的な拡大を遂げた。しかし、中大闘争に見られたようなダイナミックな取場、工場闘争への波及には至らなかった。

六八年・六九年の曰大・東大闘争の爆発的前進・学園占拠バリケード闘争と全共闘運動の本格化

周知のように、東大・曰大闘争は、学園階級闘争を、自らのバリケード闘争と全共闘運動の構築によつて、まさに反乱へと転化させた。それは、曰大・東大闘争が一時的停滞に至つた現在なお、全国に脈動している。そこで今われわれは、曰大・東大闘争が提起した問題を明きらかにすることが求められている。(ただし、紙数の関係で、ここでは、曰大・東大闘争の全過程に沿つた総括は別譲することにし、ごく簡単に中心課題を扱上げるだけにしたい。)

日大闘争の場合、キツかけは使途不明金をめぐる問題であったが、やがて日大内部の至るの非民主的権柄を打破する要求へ、そして、古田体制打倒、日大に代表される至私大への闘争へ、あらゆる学生の解放のための闘いへと発展していった。

二二においてバリケードは文字通り大衆武装の武器であった。日大古田体制「日大のフルジョア秩序は、右翼暴力団によって維持されてきた。従って日大では、いかなる要求をもって起ち上るにしても、この右翼暴力団との死闘をぬきにはなしえなかった。バリケードは、決して一人一票の「形式民主主義」の結果、構築されたものではなかった。それは、まず戦端の切りひらがれた法、経において激しい攻防戦の中で築かれ、その至学的波及として至学バリケード占拠闘争へと展開されたものであった。そして、九月には、二週間にも及ぶ官憲との大衆的攻防戦をおし、ついに校舎を奪還したのだ。

これはまさに反乱闘争であり、部分的・一時的ではあれ、学生の自己解放、自己権力樹立のための闘いであった。

日大全共闘は、当初から自治会機構と分離したものであった。すなわち、日大の自治会は、右翼御用自治会であり古田体制の一環であった。打倒の対象であった。従って、全共闘は、そうした自治会とは訣別したところの、闘う大衆の独自組織「大衆闘争組織」として、運動の発展とともに拡大していったものである。

次に、東大闘争について考えてみたい。東大のフルジョア秩序は何によって維持されてきたのか。確かに東大には体育会や右翼暴力団は存在していなかった。だが、しかし、きわめて特権的、官僚的な学生支配の機構は、厳然として、評議室、教授会をはじめ、研究室、医局体制など末端に至るまで築き上げられてきたのである。

東大闘争の七項目要求は、こうした学生支配と真正面から対決するものであったがために、これ自身としては改良的要求にすぎない、この七項目が「大体内体制の瓦解」加藤執行部の登場という段階において、大衆的支持に基づく結集の軸となりえた。

東大においては、自治会執行部のほとんど全てが長期間にわたって日共「民青派」によって占められ、全く空洞化された自治会運動としてあった。従って闘争は、安田護堂占拠を突破口とし、官憲導入を媒介として、全学占拠闘争へと波及していったのである。これを通して全共闘組織が形成されていったのである。(学部別「スト実」などの闘争委員会と全連連などの組織が形成)

しかし、東大全共闘が本格的な大衆闘争組織「大衆武装組織」としての性格を強めたのは、加藤執行部との闘い拒否による孤立化し、当局「右翼系学生」「日共民青派」の大連合が生まれ、さらに文部省、自

民党から大学閉鎖の恫喝が加えられることによる中間右派大衆が動揺しはじめるといって、根本的に対応が向われて以降であった。

向われていたのは、相対的少数革命派に転落した二〇〇〇余の全共闘学生による革命的独裁であった。皮肉なことに、対加藤闘争拒否、全学バリ構築を空文句的に語ったセクト諸派指導部が、少数派に転じた瞬間に、自治会民主主義「学生大会スト解除」に屈服しはじめたのだ。(また、これによって、学部別スト実「闘争委員会」に対するセクトの影響力が後退し自立化するきっかけとなった。)

日共民青派に導かれた右翼連合の暴力的バリケード破壊、逃亡しつつある右派大衆「これに対する断固たる闘争を遂行して、目前に迫る国家権力との対決」大衆的自己武装「大衆的自己権力的組織」としての全共闘を再確立することが要求されていた。

ようとしたのが、全印連であった。医学部、農学部などの学生大会に対する実力闘争は、この全印連を中核に抱かれたのである。このことは、大衆闘争組織「全共闘運動」の中における行動的核としての大衆行動委員会の必要性を提起していた。全印連そのものは、大学院生の結合組織であって、必ずしも目的意識的に組織活動を行なった訳ではなかったが、拠点の占拠闘争、全学占拠、全共闘形成という形成過程や、先に述べた後退的危機局面、国家権力に対する大衆実力闘争と遊撃戦の展開、など大衆闘争組織の断固とした機敏な有効な対応が向われる時に、その必要性は一層明きらかにされ、行動委員会のメンバーを核とする学部共闘への再組織が要求されるようになった。以上、見てきたように、六八年以降、東大、日大

闘争を軸とする新たな学園階級闘争が全国的に開始されたのである。そして、その特徴は、大学のブルジョア秩序を解体させるところの学園占拠、バリケード闘争を普遍的形態とすること、オ二に、既存の自治会機構と分離したところの、大衆の決議執行機関「全共闘を主軸とする運動に転換したこと、オ三に、この全共闘組織は、即ち大衆に直接基礎をおき、革命的独裁をも貫徹し、反革命暴力を粉碎し、国家権力と対峙するところの自己権力的組織であること、オ四に、諸点を確認した上で、全共闘運動の本質を明きらかにすることが、われわれの次の課題である。

II 全共闘運動の本質

一 学園ソヴェトとしての

全共闘

入学生生の階級的性格は何か

全共闘運動の本質を明きらかにすることに真正面から応えようとするならば、われわれはまず、学生の階級的性格を正しく規定することから出発しなければならぬ。

これまで学生を、小ブルジョア中間層、あるいは小ブルインテリゲンチヤと規定することが日共、新左翼系を向わす行なわれてきたが、果してこれは正しい規定だろうか。

われわれは、日本における学生が、戦後の日本資本主義のいりゆる高度成長とあわせて急膨脹し、同時に変質して、その結果として、むしろプロレタリア階級の特異な一部を構成するものとして存在していると考えよう。

ブルジョア秩序を解体させるところの学園占拠、バリケード闘争を普遍的形態とすること、オ二に、既存の自治会機構と分離したところの、大衆の決議執行機関「全共闘を主軸とする運動に転換したこと、オ三に、この全共闘組織は、即ち大衆に直接基礎をおき、革命的独裁をも貫徹し、反革命暴力を粉碎し、国家権力と対峙するところの自己権力的組織であること、オ四に、諸点を確認した上で、全共闘運動の本質を明きらかにすることが、われわれの次の課題である。

たしかに学生は、生産過程や流動過程に直接組織された労働者階級ではない。だが労働者階級の一部には、農村や零細、家内工業に推積している産業予備軍としての労働者が含まれている。学生は大学に enrolされた、産業予備軍の形をとった労働者階級の特殊な一部である。実際、農村その他からの都市、工業地帯への労働人口の移行の主要なルートの一つは、高校、専門学校、短大、大学などを通じた形にほかならない。

学生が小ブルインテリゲンチヤであるという規定は、ロシア以来の一般的な左翼の常識論にすぎない。帝政ロシア時代（あるいは戦前の日本も）の学生は、たしかに、ツァー官僚、帝国軍部の高級将校のエリート候補生であり、数も限られた、出身もある程度限られた、存在であった。だが、大学生、高校生、その他、現在の日本の学生は、約一〇〇〇万以上と云われ、もはやエリート候補生では決してな

い。学生の中のごく一部は、もちろんブルジョアシ
ーの子弟であったり、将来ブルジョアジーや高級官
僚となる者も含まれている。だが、他の圧倒的多数
数はプロレタリア予備軍であり、労働者階級の特殊
な一部だ、と云うべきである。

へ 帝国主義の教育学園攻撃

こうして学園に密集した学生に対する日本帝国主
義の教育学園攻撃が五〇年代後半からくり返し加え
られてきた。今日の学生反乱の基礎には、実はこの
ような攻撃が累積され矛盾が深化されてきた事実が
横たわっていたのである。

たとえば、教育の国家主義的統制は、勤務評定実
施をはじめとする初等中等教育への文部省支配、教
育内容の国家統制として進行していった。そして
それは、大学に対しても六二年の大学法提出やそれ
以降の実質化の過程で、学寮、学館の自治規制など
の攻撃として加えられてきた。

また大学の教育内容は、先に見たように大学が一
つの職業訓練所と化す状態の中で、いわゆるマスプロ
教育、産学協同路線と呼ばれる内容がもたらされ、
学生は若しく疎外されてきた。

あるいはまた、学費の負担をはじめとする収奪攻
撃は年々強化されてきた。とくに私立大学では授業
料、実験費などの値上げが相次ぎ、全般的な生活費
交通費の高騰とあいまって重圧となって加えられて
きた。

そして、学生の自治活動、政治活動に対する取締
り規則による弾圧攻撃が一貫して強化されてきた。
こうした形で、帝国主義の教育学園攻撃が積重ね
られ、矛盾が深化し、具体的な個別要求をきっかけ
にする全面反乱闘争、占拠バリケード闘争へと発展
して、新たな反乱組織、全共闘が建設されてきたの
である。

そして、帝国主義支配階級は、強化された執行権

力独裁によって、機動隊による大学支配、その制度
化としての大学非常事態立法を企ててきている。全
共闘は、こうした帝国主義権力との対峙関係を作り
出すと二つの自己権力的組織として再編成される必
要がある。

へ 全共闘の本質——学園ソヴェトとしての全共闘

今まで見てきたように、現在の学生運動は、学園
占拠バリケード闘争として闘われ、全共闘運動を主
軸とする運動となってきている。

そして、これまたすでに確認したように帝国主義
の教育学園攻撃の結果、バリケード闘争は、学園に
おける従来のブルジョア秩序の破壊を意味する。

これによって、学園には本格的にブルジョア秩序
派暴力が政治過程に登場する。右翼暴力団、日共民
青派、ノンセクト右翼（有志会等）これらと大学当
局、国家権力との結合。——全共闘運動は、不可避的
にこうした秩序派暴力との大衆的、階級的抗争を含

みつつ展開されている。

すなわち、全共闘組織は、直接闘争、大衆に依拠し
てバリケード占拠闘争を担い、反革命暴力と右派大
衆に対する革命独裁を行なうものであつて、一人一
票制を建前とした私的個人の契約団体である自治会
組織とは本質的に性格を異にしたものである。しか
もそれは、先にも明きらかにされたように、秩序派
暴力との内部階級闘争の大衆的展開を不可避とし、
国家権力と実力対峙するところの自己権力的組織に
ほかならない。

なおかつ、学生の大部分は現在の生産点に組織
されてはいないが、一種の産業予備軍としてプロレ
タリア階級の特殊な一部を構成している。また、大
学内部における研究者もまた、自己の研究活動に対
するブルジョアの制約を解放するために、研究室封
鎖から、接收、自己管理へと向つていく。

こうして全共闘は、学生を主体とし、その他研究

者事も含めた「学園ソヴェート」を目指す組織体である。

これは闘争の発展の中で、至学園施設の接收と自己管理を宣言し、自らを国家権力と資本に対する権力として公然と設定しなければならぬだろう。

だが、この時、われわれは次の二つの点について確認しておく必要がある。

オ一は、階級関係の歴史的成熟の現段階をふまえて、学園の自己権力、自己管理が真に貫徹されるのは、全体の労働者階級が権力を樹立することをもってはじめて可能となることである。その意味で、全共闘運動は、労働者ソヴェート運動の一翼として、全共闘組織は、労働者ソヴェートの一環として、存在するものである。そして、研究者、技術者等による自己解放、自己権力の闘いも労働者革命のもつ普遍的人間の解放という本質的性格から、これに包摂されるものとしてあるだろう。

の存在いかんにかかわらず、また自治会が日共や右翼に握られている場合でも、必要とされるであろう。すなわち、現段階においては、たとえ行動としては反乱的闘争に起ち全共闘に結集したとしても、それを行なった大衆の意識そのものは、必ずしも自らを新たなソヴェート運動の主体として確立されている訳ではない。そこで不断に闘争の局面に於いて元の日常性に回帰することもありうるし、行動と意識のギャップはむしろ当然である。それゆえ、自治会がなかったり日共、右翼が握っていても、また、全共闘が相対的に運動のヘゲモニーを掌握していても、自治会的な戦術をとおして大衆的な階級形成をすることが必要とされる場合があるのだ。

東大闘争の過程でも、国交問題をめぐって、この点が端的に向われた。当時、七項目要求を掲げて全東大の大衆がバリケードの側に結集し、大河内体制を打倒し、当然、全共闘を圧倒的に支持していた。

オ二の点は、階級関係の歴史的成熟の現段階は、いわば、世界危機の端緒的な開始一国内階級対立の非和協的関係の端緒的開始として特徴づけられる。従って、たしかに学生運動は、全共闘運動一学園ソヴェート運動の萌芽形態を主軸とする段階に突入しているが、それは未だ全体の階級関係、学生内部の矛盾がどうした段階の端緒に付いたことの反映であつて、単純に「自治会はボツダム自治会だからダメ」とにかく全共闘方式だと規定するのは誤っている。

現段階にあつては、副軸として従来の組織形態と運動形態一戦術的自治会運動が一定の役割を未だもっていることを認めなければならぬ。問題は、むしろ、後者を利用しつついかにして、主軸である全共闘運動一学園ソヴェート運動へと全体の運動を發展させるのかという有機的指導性にかかっている。二の点をさらにたぐひて考えてみるならば、こうした有機的指導性の問題は、機構としての自治会

だが、この結集の内部には、さまざまな層が含まれていたのもであつて、依然として大学当局や教授会に対する幻想も根強く残っていた。そこへ、新提案なるものをほのめかして、加藤執行部が登場した訳である。そして、国交を受けるか否かが向われたのだ。その時点で諸セクト指導部を中心にして、一つは大衆の雰囲気を押され、他の一つは、大衆を新提案に集約せしめようのではないかという恐れから、国交ナンセンス、という方針に固まった。

たしかに「国交」というのは、いすれにしても自己権力を主張するはずの全共闘が、体制側の権力を認め、国交することであり一種の矛盾であつて、体制内の組織である自治会的な戦術であることは間違いない。

しかし、後の過程では、きりしたように、大衆に残された幻想を打破り、真に全共闘運動として定着化させるためには、国交（もしくはそれを契機とす

る曰其民青派との大衆的抗争（自己武装）が必要不可欠であったのである。

二つした点が全く不明確であったがゆえに、諸セクト指導部は固交拒否に走り、しかも、孤立化の傾向に陥った十二月の時点では逆に、スト解除学生大衆については、自治会民王々義に屈服した日和見主義に陥ったのだ。

以上の二つの点を確認した上で、われわれは全共闘運動を学園ソヴェト運動として発展させるべく全力を傾けなければならぬであろう。

次にわれわれは、オ一点目の確認であった全共闘運動が真に学園ソヴェト運動として貫徹するためには、労働者階級全体のソヴェト運動の一翼を形成しなければならぬ、という点に関連して、ソヴェトについての歴史的教訓として労働者階級のソヴェト運動とは何か——を簡単に明きらかにしておく。

Ⅲ ソヴェトについての歴史的教訓

二ここでは、労働者ソヴェトについて、国際革命運動の中から、ごく簡単に教訓化することにした。

(1) フランス大革命（一七八九年革命）パリ・コミューン。

最初の労働者階級の革命運動は、コミューン運動として行なわれた。ソヴェトが生産過程を基礎とする労働者権力であるのに対し、このコミューンというのは、都市における労働者街を拠点とする地域型権力であった。

コミューン運動の出发点は、フランス大革命に求められる。一般に、フランス革命は「ブルジョア革命であつて、王権、貴族に対してブルジョアジーが武器をとつて立ち上り、これを打倒した」と語られているが、それは階級闘争の実体からかけ離れた公式論にすぎない。むしろフランス革命の本質性

格は、サンキュロットによるコミューン革命の挫折↓ブルジョア軍事独裁という過程の結果として、ブルジョア革命であったのである。

実際、フランス革命の原動力となっていたのは、特にそのクライマックスにおいては、パリに密集していた初期プロレタリア、職人、下層市民などの所謂「サンキュロット」運動であった。彼らの闘争形態は、パリの貧民街（彼らの居住地域）から武器をとつておしかけ、市中央部にある市庁、議事などを包圍し、圧力をかけて自らの要求を貫徹するというものであった。そして、こうした彼らサンキュロットの闘争の権力形態が「コミューン」であり、それは闘争の拠点である貧民街、労働者街に基礎をおいた地域型権力であつて、素朴な、一種の職人共同体的結合をめづっていた。

一八七一年のパリコミューンに至る一九世紀の労働者革命運動の源流はこのフランス革命にあると

いつてよい。

一八四八年におけるフランス二月革命、ドイツ三月革命、フランス六月蜂起の特徴は、サンキュロット運動をひきつながら、歴史上はじめて労働者階級が階級として革命運動に登場したことであった。

とくに、フランスの二月革命から六月蜂起に至る過程は、四七年の世界恐慌を背景にして、まず二月パリの労働者学生による議院（ルイブイリツフの立憲王制、実権は金融ブルジョア）に対する千銃行進、市街戦、臨時革命政府成立（産業ブルジョアジー、小ブル、労働者、各代表参加）——そして、四月選挙における共和右派の勝利とブルジョア反動の開始——六月労働者武装蜂起、バリケード、市街戦による三日間におよぶ徹底抗戦、敗北——という過程で、その闘争の峻烈さは全世界に教訓的衝撃を与えた。

だが同時にまた、サンキュロット、コミューン方式の権力闘争の限界性も明かされた。事実、

四八年以降、プロレタリアートは敗北の打撃から容易に回復しえなかつた。

次いで、一八七一年にパリ、コミューンが勃発した。これは、普仏戦争に敗北したフランスブルジョアジーが、パリを放棄してしまい、プロシア軍の包囲下で、ブルジョア権力が解体状況に陥るといふ特殊な条件で引起された。そして、極めて短期間ではあったが、プロレタリアートがコミューン権力を樹立したものであった。

だが、圧倒的なロシア軍に支えられて突入したフランス反革命軍によってコミューンは敗北を余儀なくされた。

そして、労働者階級の革命組織としてのコミューンは、このパリコミューンをもって姿を消すことになるのだ。

(2) オニインターと改良主義

一八七〇年代以降、ヨーロッパの労働運動、革命運動は、オニインターに代表される議院主義的組合主義的改良主義路線に転落した。

その理由のオ一は、先に述べたパリコミューン以降、労働者居住地やバリケード、市街戦という闘争形態が階級力の物理的強化によって不可能になったことにより、いわばそれを合理化するものとして、実力闘争すもうさうさう、議院的闘争へ、という形で改良主義が生まれたこと。

オ二は、七〇年代以降、資本主義が変質し、大不況期と独占体の形成から国内シェア分割戦に伴う高度成長によって、プロレタリアートが大規模につくりだされ、組合主義的労働運動の客観的條件が与えられたこと。

オ三は、エラした転機に対して、所謂、正統派が、エルフルト綱領（ドイツ社会党）に見られるように、最小限綱領と最大限綱領の分離と後者の

空文化によって、事実上、改良主義に自ら転落していったこと。

以上のような理由から、国際革命運動は改良主義路線の支配におかれることになった。

(3) 一九〇五年とソヴェトの登場

だが、帝国主義世界戦争を直前にして、一九〇五年ロシアで全く新しい革命運動の波が登場した。

ロシア帝国主義は、帝国主義戦争の先駆者として、キ日露戦争で敗北することによって、ツァー体制の権威の失墜とプロレタリア大衆の反乱をもたらした。

すなわち、血の日曜日の大弾圧をきっかけにして、プロレタリアートを始めとする全国の主要都市でストライキが連続的に起き、鉄道ストライキの突入によって文字通りのゼネスト状態に至った。そして、このストライキがおよそ半年間に及ぶ長期闘争として発展するや、プロレタリアート、モスクワなどにソヴェトが、新たな労働者階級の反乱組織として登場したのである。

ソヴェトは、長期ストライキ、占拠闘争とツアー権カとのバリケードをはさんだ大衆的攻防戦をおしりて形成された。それは、労働者階級の工場、職場を基礎にした大衆闘争組織、大衆武装組織、自己権力に他ならぬ。

そして、このソヴェトの登場によって、工場や職場に大量に産業軍として組織された近代プロレタリアートの革命的打撃力が、資本主義的生産を麻痺させ、占拠を拠点にしたバリケード闘争の可能性を全世界に明るかにした。

こうして、ヒーマパリコンミューン以来絶えていたプロレタリア革命の現実的展望が復活し、ついに一九一七年ロシア革命として結実したのである。

だが、オーストリア大戦のヨーロッパ諸国、オーストリア大戦以降の日本においては、戦後民主主義体制の基礎として組合主義的労働運動が広範に形成されできなかった。オーストリア大戦直後のドイツにおけるレーデ運動、

オーストリア大戦直後の日本における生産管理闘争、ゼネスト共闘結成、などは、いずれも体制内化され、消滅させられていったのである。

組合官僚は、職制と並ぶ体制維持機構の支柱となっている。民間大手組合や公労協では、組合統制が省労協の処分以上に有効な労働者抑圧手段となることも稀ではない。

従って、この組合主義労働運動を、階級闘争の発展に依りて、いかに突き崩すか、というのが中心問題となっている。かつて、^{日本の}五〇年代後半から六〇年代前半にかけて、労働戦線における共産主義者の任務は、戦時的階級的組合運動をおしりて左翼反対派を結集することにあつた。今日では、そうした戦時的組合運動から労働者ソヴェト運動へ、というところが主軸となりつつある。

われわれは、労働者ソヴェトの歴史的教訓をふまえて、同時に、全共闘運動がその一翼となりうることを

るの日本の労働者ソヴェト運動の現実的展望を獲得しなければならぬだろう。

IV. 全共闘運動の当面の任務

(1) 内攻する世界危機と日本帝国主義の動向

昨年、「フランス五月革命」とその後のフランス危機によって、国際通貨体制は、ポンド危機に次ぐ緊迫をもちいらされた。

そして、続くニマルク、ラッシュェルを経て、今や各国の金利は超異常なまでに急騰している。何故なら、一昨年ポンド危機以来の国際通貨体制の破綻は、欧米を中心とする国際短期資本の暗躍を生み出し、各国は資本をたぎとめるために対抗的に金利引上げを義務しなければならぬからである。

だが、こうして形成された6%、10%に及ぶ超高金利はすでに限界に達しており、為替レート調整

に踏みきるか、あるいは、昨年以来フランスが続けているような全面為替管理の非常措置を各国が恒常化するかの、のどちらかに向う以外はない。そして、ドイツをはじめとして各国内部の階級対立激化の中で為替レートの調整が次第に困難になっていく

ことにより、結局、為替管理政策の強化に突き進む方向を示している。

だがこの方向は、日本帝国主義にとって重大な意味をもちている。すなわち、それは、各国が輸入に対して厳しい条件をつけ、世界経済そのものが縮小傾向に陥ることの意味しているのである。

イザナギ景気を謳歌していた日本ブルジョアジーも、最近本格的に世界経済分断化の可能性について危機感をもちはじめている。

彼らの経済的動向は、まずオーストリア財政の合理化へ米価の十一月ぶりの据置き決定、オーストリア財政収奪の強化（健保法改善）を推進しつつ、外資、とくにア

アメリカ資本に對しても対赤を交えてきている。三菱
ワライスラーの提携問題に見られるように、彼ら日
本アルジョアジーンでは、むしろ、アメリカ資本
を導入して対米経済関係をより密にしようとしてい
るので。

また、政治的動向としては、六八年以来の学園占
拠、街頭制圧の相互促進的な発展に突き動かされて
ますます執行権力独裁の強化に向つてゐる。そして
拠点形成する学園反乱に對して、大学非常事態正
法を企て、機動隊による大学支配を制度化しようと
している。

と共に、沖縄、反響をきかすける防衛力強
化、アメリカ極東軍事体制への一層の加担として日
米安保体制の強化を狙つてゐる。この安保の反革命
的強化が、日本帝國主義の執行権力独裁の強化の軸
であり、最終的安ん保障となつてゐるのだ。

(2) 六月下旬の日本階級闘争の特徴

今年一月の国家権力による東大攻撃以降、全国
の大学に對する機動隊の秩序が貫徹されていった。
そして、わしわしは、三日未から四月初めにかけて
卒業式、入学式闘争を度切りにして、個別的な反撃闘
争をつみ重ね、四、二八沖繩安ん保闘争に結集させて
いった。

(22)

こうして四、二八闘争は、一月以来の官憲の強正
体制に對する反撃の一つの集約点としてはあつたが
しかし、そして、従来からの街頭闘争のもつ限界を
打ち破るものではなかつた。また、四、二八以降の
五、二三、五、三〇、三一愛知訪米阻止闘争、六月
のアスパック紛争闘争も、いわゆる街頭「実力カ
ンパニア」の域を出るものではなかつた。すなわち、
今日の階級闘争の段階にあつては、街頭実力闘争を
闘争にはもはや従来の国家、官庁デモの延長上に闘
争を設定することにはないのである。

だが、四月以降の街頭「実力カンパニア」は依然
としている個にも、一歩の積極的な事実が聞いとられ
てきた。

そのオチは、労働者階級の闘いにおける新たな流
動化の開始である。まず、未組織状態に放置されて
きた中小企業労働者の職場闘争が、未だ部分的では
あるが激化しはじめ、一部では工場占拠や職場突入
ストライキなどに打ち上つてきていることである。

また、基幹産業労働者にあつては、公務協を中心
にして、組合中央幹部と下部労働者との亀裂がつか
ない規模で、例えば反合同争をめぐって、引起さ
れており、総評大会に至る各単産大会は、こうした
下部の反乱をいかに収めるかに終始したのが実体で
ある。こうして労働戦線は、街頭反合同争への参加
という六七、六八年段階から、さらに取場工場での
反乱部隊へと戦線的労働者の位置が一步前進しつづ
つてあるのだ。

(23)

特徴のオチは、新宿に結集した労働者、学生、高校
生による実力闘争の構築である。昨年の一〇、二一
闘争以来、新宿の地は都市反乱闘争の拠点として断
續的に闘いが組まれてきた。最初はフォークソング
と集会だけに終始したこの闘いも、権力の執権を介
入と、職場、学園で闘う労働者、学生の参加によ
つて、次第に実力闘争への胎動を開始したのである。
そして、それは、六月二八日、新宿西口郵便局へ
の機動隊による合理化強行に對する闘争として爆発
した。まさに六、二八闘争は、都市の執事制圧闘争
と反合同争とが結合し、都市反乱一取場占拠への可
能性を余すところなく示した。

その後、国家権力は危機感を深め、七月十九日に
はついに四〇〇〇名の機動隊を西口に配置したが
闘いはさらに東口の群衆に戦線転化し、さらに拡大
していったのである。

(3) 学園占拠、都市反乱、工場占拠へ

こうして、労働戦線の内部からの反乱の部分的な
俗と新階に象徴される労働者学生高校生の密集した
都市の拠点制圧闘争の展開とを特徴とする今日の階級
闘争にあつて、全共闘運動の任務は何だろうか。それ
はまさに、学園占拠闘争の勢力を結集して都市反乱闘
争を貫徹し、工場取場占拠のヒネストを、総反乱を
からとる点にこそある。そして、労働者階級のソヴ
エト運動として前進したときにこそ、学園ソヴエト
運動として全共闘運動がその一翼を担うこととなる
であろう。また強化された敵の弾圧を根柢から破壊
させるためには、こうした密集した大衆による都市
反乱闘争による以外にないのだ。

われわれが直面している、戦後支配体制の中軸と
しての安保の粉砕闘争はまさにこの学園占拠、都市
反乱、取場占拠ヒネストによつてはじめて可能とな
る。これを離れて、安保と学園闘争の一般的結合

などありえないのだ。

(4) 全この大学、高校、学園に

全共闘の革命独裁を打ちたてよ、
全この大学の同志諸君、
全部全国の同い学友諸君、
ただちに大衆行動委員会を組織し、拠点占拠、全
学ハリケードを構築し全共闘を確立せよ、
行動委員会を核として、学部、学科、クラスに闘
争委員会を建設し、全共闘を下から強化せよ、
大学立法粉砕闘争から安保学園闘争を切りぬけ、

労働戦線のただ中から

I 我々は闘いつづける

神田共同労組

朝日無線分会闘争報告

II 全都統一労組結成宣言

全都(国)統一労働組合結成宣言

全都・全国の闘う労働者兄弟諸君!

なにかんずく資本のむきだしの支配のままに苛酷な搾取と抑圧を強いられ、ブルジョア体制内の一切の権利を奪われ、無権利・無保障のまま「左翼」からさえ放置されてきた労働者兄弟諸君! しいたげられ抑圧されてきたプロレタリアートの、人間解放を目指した革命的労働運動の怒濤の進撃を開始せんとしている我らは、兄弟諸君に最も熱烈な連帯の挨拶を全都統一労働組合結成宣言として送る。

労働者兄弟諸君!

我ら労働者階級は、資本主義の成立と発展の全過程を通じて、資本家階級による苛酷な搾取と抑圧を被ってきた。即ち、我ら労働者階級は一切の人間の権利を剝奪され、資本家階級の奴隷、機械の奴隷として全ての生産物、全ての富をただただブルジョアに貢ぐためにのみ作りだしてきた。

兄弟諸君・同志諸君!

先進諸国に遅れて登場した日本ブルジョアは、自らを世界一流の吸血鬼として登場せしめるために国内を始めとしたアジアの労働者人民を徹底的に収奪し弾圧してきた。日本における弾圧、収奪体制の確立は、ブルジョアによるプロレタリアートの分断支配の確立として貫徹された。

分断支配——職員、本工、臨時工、社外工、下請工、中小企業労働者、日雇労働者と資本の思のままに幾重にも分断された労働者は、それぞれの場所で大資本にとつて最も効率よく、搾取され収奪された。労働者の分断支配は、労働者の統一した反抗を押し殺すという目的以上に、下部、下層に押し込められた圧倒的多数の労働者を徹底的に搾取し収奪する支配構造としてあつた。下層本工、臨時工、社外工、下請工、中小企業労働者、日雇労働者という形で存在する圧倒的多数の下層労働者から、骨の髄まで、血の一滴までも搾りとりとうとうドン欲さにおいて、世界一流の吸血鬼たる日本ブルジョアジトの鬼の要求を最も満足させる搾取機構、収奪機構、支配機構の完成としてのろくべき分断支配があつた。二重構造は遅れて生まれ、急速な成長を至上命令として課せられた日本ブルジョアによる下層プロレタリアートの徹底した収奪体制の確立としてある。それは日本ブルジョアジトの弱さのあらわれであり、又既成「左翼」戦線の弱さのあらわれでもある。

兄弟諸君! 全都・全国の労働者兄弟諸君!
かくのごとく日本の高度成長を具体的に担っているのは、分断支配の下で、下層に押しこめられた、日雇労働者であり、中小企業に働く労働者であり、下請工であり、社外工であり、臨時工であり、本工現業労働者なのだ。そして、我ら下層労働者は、生きるのが精いつばいで、奴隷のごとき状態におかれている。これが現実であり、日本の労働者階級のおどろくべき実体なのだ!

だが兄弟諸君! 我らは人間だ。動物じやない。それどころか、我らこそ、もつとも人間らしい人間だ。いつまでも奴隷状態にガマンできるはずがない。人間らしい生活を要求する。いや、人間を動物化しているブタ共をたたき殺し、人間的、人間の尊厳を切望する。人間そのもの、人間の生活そのもの、人間の社会そのものの獲得を切望する。

同志諸君! 兄弟諸君!
だが現状における労働者解放、人間解放の闘いは、全くの憂うべき状態にある。我ら、本当の意味での労働者を、闘いの要求においても、闘う主体においても、中心とした運動はどこにも存在しなかつたし、現に存在しない。社会党の右翼国民運動、共産党の右翼市民運動、「新左翼」のプチブル急進運動——まったくどこにも実体としての労働者は存在しない。労働者はいつも、自称プロレタリアート代表者あるいは理解者達の看板であり、ダンであり、おなごさみものであり、道具であり、手段でしかなかった。要するに労働者の運動はどこにも存在せず、労働者は、昔も今も、自らをあざむき、利用するインテリゲンチヤ代表者達の下でひきづりまわされ、ブルジョアジトと「代表」の両方から、生産点内外において、もつとも苛酷な搾取と抑圧、収奪と弾圧を被ってきたのだ!

労働者兄弟諸君! 同志諸君!
しかし、今は過ぎ去つた過去のことをなげくまい。たしかにそれが現実であつたし、今も変わらぬ現実である。だが我らは今、全都(国)統一労働組合を結成した。全統労に結集した我ら労働者は、我

らの人間的生活を勝ちとるために、いや、人間そのものを奪還するために、自らを獲得し、解放するために立ち上つたのだ。

兄弟諸君! 全都・全国の労働者兄弟諸君!
それでは、全都(国)統一労働組合とは一体何なのか?

全都・全国には無数の労働組合があり、一千万人以上の組合員がいる。それらの組合とどこが違うのか? 要するに全都(国)統一労働組合の目的、傾向は何なのか?

兄弟諸君! 全都・全国の労働者兄弟諸君!

我らは、はつきりと全都(国)統一労働戦線の革命的構築を現実化するものであることを宣言する。全統労は、革命的労働者の圧倒的実力戦斗部隊の創設を目指す。労働者の真の解放——ブルジョア権力の実力打倒、労働者自己権力による自己解放——プロレタリア日本革命を目指す。労働者が社会の主人公となる社会を目指す。人による人の搾取、抑圧がなく、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となるような一つの無階級共同社会を目指す。

兄弟諸君!

一言でいうなら、全統労働運動は、革命的労働運動だ。勿論、全統労が労働組合であり、プロレタリア日本革命が勝利してない現段階においては、いわゆる組合的任務にも当然取りくむであろう。それは労働条件の改善を中心任務とした、労働者の生活上であり、権利の向上である。非人間的奴隷状態にある労働者を、少しでも人間的にしてゆくための闘いである。いわゆる体制内における改良斗争だ。だが、闘う全統労は改良斗争を革命的に闘うであろう。改良でおとなしくなるのではなく、ますます元気に、ますます人間的となるために闘うのである。全統労は体制変革を目指して、あるいは体制変革を促進する方向で、体制内改良斗争を闘うであろう。

兄弟諸君! 全都・全国の労働者兄弟諸君!

闘う全統労は、闘う労働者の共同体的結成体である。とりわけ圧倒的多数の下層労働者——日雇い、中小企業労働者、下請工、社外工、臨時工、本工現業労働者を結集せんとしている。全統労が、これらの下層労働者に注目するのは、彼らこそ生産の実体的担い手であり、彼らこそ真に労働者らしい労働者であり、資本主義制度のもとからすべての社会的悲惨——搾取、抑圧、差別——をもつても苛酷に押しつけられているからであり、したがって彼らこそ、資本主義制度そのものに、資本家階級全体に全面的に対立しており、資本家階級全体を打倒し、資本主義制度そのものを廃絶することによって、自らの解放——すなわち、全労働者、全人間の解放——を勝ちとることの出来る唯一最大の資格者であるからだ。

さらに全統労は、その注意の焦点を山谷に向ける。なぜなら、山谷こそ資本主義の全矛盾をもつとも露骨、赤裸々な形で闘う我らに突きつけているからであり、山谷労働者の解放の中に全労働者、全人間の解放が内包されているからであり、山谷労働者自身、全労働者、全人間の解放を含む自らの解放斗争の重みを十分に担い得る労働者であるからだ。

兄弟諸君! 全都・全国の労働者兄弟諸君!

すでに、闘う全統労の根拠地たるべき山谷において強力なる支部が結成された。神田・秋葉原・芝浦・新宿・中野・広島・神奈川・沖繩へと支部・ブロック・地方本部の結成も進んでいる。産別的には、土木・建築・運輸・港湾・製造・出版・電器へと戦線は広がりがつある。闘う全統労は未組織労働者、下層労働者に圧倒的な共感を生み出しつつある。遅からず、遠からず闘う全統労は、革命的労働運動の主流として、全面的に登場するであろう。闘う全統労の赤ヘル実力戦斗部隊が、闘いのあるところいたるところその先頭に立ち、その中心となつて登場するのである。

全都・全国の労働者兄弟諸君!

革命的労働運動——闘う全統労に結集せよ! 革命的労働運動——闘う全統労の怒濤の進撃の前に、ブルジョアジトをして震カンをせしめよ! エセ左翼をして震カンをせしめよ! ダラ幹・労働貴族をして震カンをせしめよ! 未来は我らのものだ。世界は闘う我らのものだ。

革命的労働運動——闘う全統労の結成万才!

闘うプロレタリアートの革命的団結万才!

闘うプロレタリアートの解放斗争勝利万才!

昭和四十四年七月九日

連絡先○福祉センター四階(八七四一九二二)電話の

み○千代田区神田岩本町二一四一三日光ビル内

合同事務所(八六六一五八九)○中野区彌生町


二一七一一 新生社気付(三七二一九五七)

東京都千代田区飯田橋三十一丁目大

飯田町ビル 前衛社内

「安保共闘」編集委員会

(二六四)八六六九

百  円